

第六十八回 参議院建設委員會會議録第十三号

昭和四十七年五月十六日(火曜日)
午前十時四十二分開会

委員の異動

五月十六日

辞任

藤原 房雄君
浅井 亨君

補欠選任

沢田 実君
峯山 昭範君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

小林 武君

委員

中津井 真君
丸茂 重貞君
山内 一郎君
西ヶ久保重光君

熊谷太三郎君
古賀雷四郎君
竹内 藤男君
中村 禎二君
沢田 政治君
田中 一君
沢田 実君
村尾 重雄君
春日 正一君

国務大臣

建設 大臣 西村 英一君

政府委員

環境庁水質保全局長 岡安 誠君
建設政務次官 藤尾 正行君
建設大臣官房長 大津留 温君
建設省都市局長 吉兼 三郎君
建設省河川局長 川崎 精一君

建設省住宅局長 沢田 光英君
事務代理
常任委員会専門員 中島 博君

説明員

建設省都市局下 久保 起君
水道部長 石原 信雄君
自治省財政局地 方債課長

本日の会議に付した案件

○連合審査会に関する件

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(大阪千日デパート火災に関する件)

(首都高速道路工事事故に関する件)

(古河鋳業公害に関する建設政務次官の発言に関する件)

○委員派遣承認要求に関する件

○下水道事業センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、藤原房雄君が委員を辞任され、その補欠として沢田実君が選任されました。

○委員長(小林武君) 連合審査会に関する件についておはかりいたします。

公有地の拡大の推進に関する法律案について、地方行政委員会に対し、連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小林武君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、

これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小林武君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(小林武君) 建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題といたします。

まず、このたびの大阪千日デパートの火災及び首都高速道路工事の事故について建設大臣から説明を聴取いたします。西村建設大臣。

○国務大臣(西村英一君) 去る五月十三日二十時四十分には大阪市千日デパートの火災によりまして、多数の犠牲者、死者百十七名、重軽傷者四十九名の多数の犠牲者を出しましたことはまことに申しわけない次第でございます。

この建築物は、昭和七年、大阪歌舞伎座として竣工いたしましたのでございますが、後に、昭和三十三年、千日デパートに用途の変更をいたしてございまして、多数の犠牲者が出ました「プレイタウン」を開設したのはその後でございます。昭和四十二年でございますが、その間、いろいろ改造等が行なわれておる模様でございます。

このような古い建築物に対しまして、たいへん防火上の欠点があるというようなことにかんがみまして、昭和四十五年に建築基準法の改正をやりまして、防火避難の規定の整備強化をはかってまいりましたところでございますが、法律改正前から存在しておったこのような多目的で使われておる、いわゆる複合用途建築物並びに最近御案内のように地下街がたいへんできております。また、その後、高層ビル等もたいへんできておりますが、こういうような建物に対する建築災害の発生が非常に心配されますので、これに対していろいろ努力してまいりましたつもりでございます。

今回の事故にかんがみまして、建設省といたしましては関係行政機関との密接な連携のもとに、この種の特種な建築物に対して今後十分総点検をいたしまして、必要な是正措置を講じたいと思っております。

また、これは消防庁の関係でございますが、管理体制等につきましても建設省と消防庁が一体になって、ひとつ指導を徹底させなければならぬというふうに、今回の事故からさように思っております。

はなはだ申しわけありませんが、非常に国民の皆さま方に対して相済みない次第でございます。なお、事故の詳細につきましては、いろいろ後ほど政府委員から説明をさせたいと思っております。

次に、去る五月十五日午前八時四十五分ごろ起りました首都高速道路四号線二期工事——その位置は甲州街道の下り線、桜上水交差点付近でございますが——高速道路の工事につきましても橋げたの落下によりまして、清掃用タンク車を一台、ライトバン一台を押しつぶしまして、そのため四名の死者、二名の重傷者を出しましたことは、これまた建設省といたしましては、私といたしましては非常に残念に思っている次第でございます。

このような事故を未然に防止するため、従来から工事の安全に対して指導監督の強化にとめてまいりました。また、この工事につきましても公団等に確かめまして、いろいろ工事現場で訓示等をいたして、指示等をいたしておるよう聞いておりますが、なおもう少し徹底してそういうような指導をしなければならぬと考えております。

事故の原因でございますが、これもはなはだ技術的な問題で、ただいまこれを徹底的に調べておりますが、警察当局等の関係もございまして、十分断定するようなところまでまだ調べがいておりません。

いづれにいたしましても、これまた、たいへんな犠牲者を出したことを、この委員会を通じて国民の皆さま方に深くおわびを申し上げる次第でございます。

この事故につきましても、後ほどお尋ねがございますれば、政府委員から詳しく御説明申し上げます。かように思う次第でございます。

以上でございます。

○委員長(小林武君) 沢田参事官。
○政府委員(沢田光英君) 資料に基づきまして、火災被害の状況を補足説明をさせていただきます。お手元に三枚刷りの資料がいただいておりますが、読みながら補足説明をさせていただきます。

まず、この火災のありました建物の概要でございますが、千日デパート——日本ドリム観光株式会社のものです。取締役社長は松尾国三という方でございまして、この建物の責任者は常務の伊藤隆之というものでございます。また、この防火責任管理者は中村裕と申すものでございます。

所在地は大阪市南区難波新地三番町一番地。建物の構造・規模は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上七階、地下一階。建築面積三千七百七十平米、延べ面積二万五千九百二十四平米。これは、後ほど三枚目の簡単な図面で御説明を申し上げます。地域・地区の関係は、商業地域——千日前の繁華街にございまして、商業地域、防火地域。容積地区にございまして、第八種の容積地区となっております。

この建物の用途は、地階は機械室、喫茶店、お化粧屋敷——これは催しもののお化粧屋敷、こういうようなものを常置しております。一階、二階が千日デパートでございまして、三階、四階がスパーマーケットでニチイ——日本衣料の略だと思っておりますが、そういうことで、衣料品等を主体にしての販売をしており、それから、五階が百円ストア、そのほかの事務室。六階がゲームコーナー、ボーリングでございまして、これは計画中で使用してございませぬ模様でございます。問題の人命被害が出ました七階はキャバレーでございまして、チャイナサロン「ブレイタウン」という名前

のキャバレーでございまして、たまたま大臣から説明ございましたように、この建物は、昭和七年、大阪歌舞伎座として竣工いたしました。それが戦後の三十三年に千日デパートに用途変更をされました。その後、幾つかの増築、改築等がございました。これはそれぞれ基準法の手続を経ております。四十二年に問題の「ブレイタウン」が七階に開設された。カッコに書いてございまして、これは、本建築物には、昭和四十五年改正建築基準法施行以前の建築物でありますので、その基準が適用されております。したがって、後ほど補足説明いたしますが、四十五年以後に改正されました、非常に厳重になりました防火避難の問題につきましては、既存不適格ということで、法律上は適用されております。ただし、詳細にはいま調査中でございますけれども、旧法以上に市当局の建築、消防の指導によりまして、実際は避難階段その他の備えております。

次に、災害の状況でございますが、火災の発火は五月十三日二十二時四十分ごろ、鎮火は十四日の七時四十分というところでございまして、火災によりまして、二階から四階まで延べ八千八百平米が焼失しました。七階で営業中でありました「ブレイタウン」のうちにございまして、百九十一名が煙に巻かれ、屋外にのがれようと窓から飛び降りたりいたしました。大部分は窒息死ということと、百十七名という多数の犠牲者が出たということとございまして、火はここにはいつておりません。煙による窒息死ということとございまして、かような多数の人命被害が出ました直接の原因は、私どもが現在判断しておる範囲内におきましては、「ブレイタウン」に通じます階段が実は三カ所設けてございまして、それにもかかわりませず、日常これが使用されることなく、エレベーターのみで下から上にお客を運び、従業員もこれによって上下しておるという利用状況でありまして、事故当時にも避難階段にはとびらが施錠されておったと推測されております。また、唯一の通路のエレベーターは電気が切れて停止をした

こと。それによりまして完全に避難路が断たれて、それが直接の原因となりまして多くの被害が出た、かような被害の状況でございます。

今回の、私どもが現地で一応見ました上での問題点と考えておりますものが、次に掲げられておりますが、この建物は、たまたま私が説明いたしましたように、数社による分割管理された建物でありまして、火災の発火、警報、避難誘導、すなわち管理体制がどうも適切で欠いていたように思われます。下で工事をやり、そのほかのところには人がおらず、上ではキャバレーが営業しており、その間のどうも連絡もなかったように思われます。常日ごろの管理体制も、そういうふうには管理者が非常に多いことと問題点だらうと思っております。かような多目的ビルの問題点として浮かび上がろうかと思っております。

二番目に書いてございまして、適切な階段が配置されておるにもかかわらず、これが施錠されておいた。あるいは品物がその階段室に置かれておいた。したがって、施錠されていなくても、なかなか逃げることが困難であるという状態でございます。そういうものの避難通路の維持管理というものが十分でなかったというふうなことが考えられます。

三番目が、これが建築的に問題のあるところだと思っておりますが、最上階の七階には火害が認められておりません。必要な防火区画が十分ありながら、そのガス、煙が大量に流入した。この経路は、私ども一見したところではなかなかわかりませんでした。調査中でありまして、おいおいわかると思っておりますが、その説明が十分必要なことだろうというふうに考えております。

図面で御説明を申し上げますと、上が七階の平面図でございまして、建物の床の形は、大体かようなことで地階から七階まで通じてございまして、この七階の上は屋上でございまして、そして、パツじろしで大きく書いてあります「元千日劇場跡吹抜け」というのが、下の図面の右側に書いてござ

います「吹抜け」ということで、劇場あとのがらんどろになっておるわけでございまして、これらは防火区画で完全に区画されております。この「ブレイタウン」とは隔絶されております。「ブレイタウン」は、ここに名前が書いてございませぬが、上の図面の右側の三角部分、それから、この吹き抜け部分に細く階段室が入っておりますこの部分でございますが、これが「ブレイタウン」の部分で、客席はおもにこの三角部分にございまして、先ほどの説明にもありましたように、客は一階から、このAという階段がございまして、Aという階段の前にエレベーターが三基並べて書いてございまして、そのうちの左の二基はここでは使っておりません。右の一基のみを使っております。これに下から入りまして、ここを上下をして、そこで内側に——客席に直接降りずに、この図でいいますと下手に降りて、細いところを通って便所の前のカウンターを通って客席にいつておる、かような状態でございます。そして階段は、この階につきましましては、いま申しましたAというのとBというのと、さらに上のほうにFというのがございます。それからEというのもございますが、これは、実はEの右側の細い部分は更衣室になっておりまして、これは実際上あまり使えなかった。日ごろも使えなかったと思っております。

結論から申し上げますと、いづれもこれらの階段、A、B、F、E、これに施錠がされておりました。ことにFの、ステージというところの横の左のぎざぎざがございまして、これはシャッターで、上からずっとたれ下がったかなり広い出入り口でございまして、これが閉じられていた。キャバレーの中でございますから、おそらくこれが何か見えないようになっていたのじゃないか。したがってここから逃げられない。それからAのところの階段で、下ないしは屋上に行こうというときに、これがそのAのところの左すみのドアがロックをされていた。それから一番嚴重な階段としてBの階段が、これは特別避難階段という階段に該当しますが、旧法では要求していないよう

な階段がここにあるわけですが、これもドアが施錠され、その踊り場のところにはいろいろな荷物が置かれておる、かような状態で火災が発生をしたわけでございます。その結果、下の図面でごらんになりますと、赤く書いた部分の三階から出火したといわれております。それが、まんなの辺にエスカレーターがございまして、エスカレーターは一応使わないときにはふたをして火を防ぐような旧法の規定になっております。そういう装置もありません。しかし一部あいていたのがあつたらしいとございまして、そののみを伝わりまして四階と二階に火災が広がりました。しかし、それ以上は赤い線の防火区画で広がらなかった。したがって、五階、六階、七階は火は全然入っておりません。しかし、この二、三、四で燃えまじた衣料品を主体とします燃焼ガスあるいはそういうものがどういふルートかでのチャイナサロンに到達した。ところが逃げるべきところがロックされていたということとか、かような被害が非常に大きく起こつた、これが被害の状況の報告でございます。

以上でございます。

○委員長(小林武君) 都市局長。

○政府委員(吉兼三郎君) 首都高速道路四号二期線下高井戸工事関係の事故の状況につきまして補足して御説明申し上げます。

事故の発生日は昨日の午前八時四十五分ごろでございます。事故の現場は杉並区下高井戸一丁目でございます。関係の施工業者は株式会社片山鉄工所でございます。架設関係の工事は下請の横河工務株式会社が実施をいたしております。この中でございまして、工事内容は、単純の合成板の十連と三径間の連続板を一連を含め三億三千五百万円の見積りでございます。

事故の概要でございますが、甲州街道下り車線桜上水の交差点付近でございます。架設作業中の三径間の連続板の側面間用耳板、これは長さ四十七メートルで、重量が四十トンのものでございまして、それが架設作業中に下り車線に落

下をいたしたものでございます。このため、たまたま同地点を通行中のライトバン一台及び清掃用タンク車一台が落下したたの下になりまして、ライトバンに乗っておりまして四名が死亡いたしました。清掃用タンク車の二名が負傷したというふうな人身事故の内容でございます。なくなった方、負傷者の氏名はお手元の資料のとおりでございます。

それから事故の発生状況及びその原因でございますが、本工区のこのけたの架設工法は、それぞれ二本を一組にいたしまして地上でけたを組み合わせて、これを上へ上げて、もうすでに立つておきます橋脚の上に乗っけるわけでございます。そうして隣接けたとのジョイントをいたすわけでございます。その工事に際しまして工事人は、耳板を二本一組、落下したものでございまして、それをまず橋脚の中央部分に乗っけて、これを橋脚の上で引張りワイヤーと控えワイヤーで制御しつつ移動する、いわゆる横取り工法というものを実施いたしております。ところが、この移動の工事中にバランスがくずれて、けたの片一方が橋脚から落下したものと想われます。具体的には落下の直接の原因等につきましては、現在関係者を取り調べ中でございます。十分まだ真相を究明いたしておりませんが、目下この辺の状況を調査中でございます。

事故後の措置につきましては、なくなりました方々あるいは負傷者の方々に對しましては、昨日、大臣代理として私、それから公団の理事長、関係業者の責任者の方が弔問に参りました。現場につきましては、さつそこの転落けたを切断いたしました。これを撤去いたし、昨日の十二時五十分ごろに作業を終わりました。全線開通を見ております。

今後の措置につきましては、まず原因を究明いたしますことが先決でございます。とりあえず本事故につきましても対策本部を公団の中に設置をいたしております。それから、この四号二期線でございますが、同じようなけたの架設工事を実施

いたします工区が九つばかりございますが、この九工区全線につきまして、昨日をもちまして全部工事をストップさしてあります。総点検を現在実施をいたしております状況でございます。

以上、簡単にございまして、事故の概況の補足説明でございます。

○委員長(小林武君) 本件につきまして、質疑のある方は順次御発言を願います。

○西ヶ久保重光君 相次いで二件の建設省関係の死亡事故があつたわけでありますが、これについて私はこの場で建設省の諸君に對して追及とか責任というものを申し上げたいと思つております。しかし、あまりにも大阪千日デパートの惨事はひど過ぎるというふうに思つてございまして、史上最大といわれた航空機事故にも匹敵するような惨事が、大阪といわれた繁華街のまっただ中で起こりました。これは私も大きなショックを与え、また一面一つの警鐘でもあらうかと思つて、また事件が起きたばかりで、ただいまの建設省の説明をお聞きしても、ほんとうに概括的な感じがかりませんけれども、おそろしく今後国会においても自治省などの件もあるようでありまして、だんだん問題点が出てまいらうかと思つてみけれども、端的な点について二、三お伺ひしたいと思います。

建設大臣もちよつと触れておられましたが、この建物が昭和四十五年の法改正以前の建物である、したがつて、四十五年の建築基準法改正以後のものでないために幾つかの問題点のあつたことは了解できます。ただ法改正以前のものであるから、これはもう法的に、いわゆる建築基準法といふような面から問題がないといふようなことであつてはならぬと思つて、ただいま大臣は、これを契機に、いわゆる四十五年改正以前以後を問わず、こういう建物に対する総点検をしたといふことでございますが、それはもう私も了いたします。

私がお聞きしたいのは、この建物が、歌舞伎座という劇場としてつくられた建物が、いわゆる使用目的を変更してデパート的な使用に供せられたということが一つ、それから、いわゆる普通のデパートならば一経営でありまして、ところが、この千日デパートは非常に複雑な内容を持つております。こういうところに、やはり今度の思わぬ大災害を起こした原因があるのではなからうかと、こう思つております。

たとえばこの図を見ますと、これは劇場部分、千日劇場跡一ありありますが、ここが歌舞伎座であつたとすれば、四階以下ないしは、いわゆる吹き抜け以外の、今度問題が起つた「プレイタウン」とは、もともとはかの目的に適用するような建物であつたかと思つておりますが、これはいかがでございますか。

○政府委員(沢田光英君) 古い書類につきまして、市当局のほうもいまさがしております。詳細はわかりませんが、話を聞きました。それから私も推定いたします。おそろしくこの吹き抜け部分というのは、かなり下まであつたのではない。舞台あるいは、二階の観客席の上が吹き抜けになつてゐた。そうしてこのいわゆる「プレイタウン」に当たるこの部分が、ずっと、劇場の前にはいわゆるホールのようなものがよくございまして、ああいうことで、そこで劇の合間休んだり、あるいはお茶を飲んだり、売店があつたりと、そういうことに利用されていたのではないかと私も想像しております。したがつて、その後の増築でおそろしく床がずつとつけられたように私どもは想像しております。この下の部分の床は。

○西ヶ久保重光君 いわゆる劇場、これは全体的に私はちよつと見て、もともと一階から五階までは別の使用目的に使用するために、この五階から上の吹き抜けの部分が劇場かと簡単に思つたのですが、いま説明を聞きますと、そうではなくて、全体が劇場としてつくられて、いわゆる劇場関係の用途につくられた、これを改造してこういうふうになつた。こうなりますと、劇場であります、窓が非常に少ないですね。普通のいわゆる

○政府委員 沢田光英君 最初の建物の形につきましては、いままで聞きました推定でございますから、間違っていましたら、後ほど訂正いたしますが、おおよそ劇場の——これはともとと劇場だったわけですから、形からしますと、建築的に見ますとそういうことだったろう。した

が、いままで、通常、劇場の場合には窓が少ない。したがって、これを売り場に改造して使ったときに、窓が少なくて、それで煙の行き場がなかったんじゃないかと、こういう御質問かと思いますが、この窓は改造した段階についてか、あるいははじめからあったか知りませんが、相当程度の窓がございます。そうしてこの改造した段階におきまして、基準法では増築、改造、模様替えの場合にはまた確認を得ることになっております。

それを得る場合には、新しいその時点での基準法が適用されることになっております。で、おそろしく百貨店として基準法が適用されて、必要な窓なりあるいは避難階段なり、そのほかの施設は旧法でそのつど要求をされて、そのようなことにつくられておる。私も外から見ましても、また現在の詳細な設計図を見ましても、この下の部分、焼けた下の部分につきましては、周囲に相当の適法の窓があるというふうに見て参りました。

○西ヶ久保重光君　建設大臣にこれはお伺いというよりも、あなたも冒頭の御発言で、この種の建物を総点検したいという御発言があったわけですが、おそらくこの種の建物はすでにかなりあると思うのです。したがいまして、これはひとつ建設省、ことばで言うのでなくて、早急に、かなりの時間もこれはかかるでしようし、費用も伴いま

○國務大臣(西村英一) 法改正をやったが、既存の建物について、なかなか法改正のようにやるのはたいへんだろうという、多少温情的なことであつたために、やはりある程度は進まなかつたのじゃないかと思つております。また、事実私もよく法改正の目的を調べておりますが、なかなか既存の建物では容易じゃないと、改造もしなければ容易じゃないということもありますけれども、これはひとつ早目によく調べてやらなければならぬと思つております。

大阪の場合を聞きますと、大阪市は私の聞いた範囲ではたいへんよくやっておるようでございます。四十四年も相当点検をして勧告もし、命令もした、四十六年も相当に命令もし、勧告もしたと。いままさに大阪市の消防局、建設局と一緒に、こういう複合的な建物ももう一ぺんひとつ見ようじゃないかというやさきにこういうことが起こったというんですから、非常に私も残念に思っております。

しかし、これを契機にして、ひとつ建設省も自治省と相談をいたしましてやり方を強化する、やり方を強化するということについては、こういうことを私は聞いたのでございますが、つまり、非常に、いわゆる複合のあれですから、いろんなところのものが使っておるんです。たとえば、一番上の七階は、まあチャイナサロンみたいなキャバ

それなら改造の場合ですが、改造が、やっぱりやる場合にはどうか無理があるんです、どうか無理がある。この場合も、やはり建築基準法上のミスは、私はあんまり大きいものはないと思います。おおむね建築基準法に準拠しておると思います、思いますが、小さな点について、つまり火災は防げたけれども有毒の煙がどこから上ってきかたかというようなこと。こういうことについて、

やはり改造の場合には、なかなか初めからうまくいかないとい私は思いますから、建物の改造の場合と、それから点検のやり方、こういうことについて十分注意しなければならぬのじやないかと思っておるわけでございます。エレベーター三台ありまして、私は行ってみました、右二台は五階まで上がるわけです。左一台が、結局チャイナサロンに、そのキャパレに上がるエレベーターになっておるんです。したがって、入るところは別なんです。それは初めから予定したものじやございません。このBと書いてあるエレベーターはこの正面からは入れない、裏側から入ることにな

さらに申し上げますと地下街の問題です。しかし、地下街の問題、私は強化したいんです。道路占用を許可しない——こうやれるかやれぬかの問題です。これは、道路の地下街に一たん火が入りますと、まさにたいへんな事故になるんであります。これは消防庁でもいろいろ実験等はいたしておりますが、一たん火が入ると、そう訓練のようにうまくいかにいきませんので、たいへんな問題になると思っておるのでございます。しかし、今後は研究を、好むと好まざるにかかわらず、高層ビルもたくさんふえてきますし、地下街もおそろくふえてくるでしょう。したがって、既存の建物につきましても、今後はひとつ、十分建設省と自治省、関係の省、ひとつ協力しまして取り締まりを強化したいと、かように考えておる次第でございます。

○苗ヶケ保重光君　ぜひ総点検をしていただいで、悪いところがあつたらどしどし改築、改造をひとつ指示をして、こんなことが起こらぬように、ひとつお願いしたいと思います。

この建物は、先ほど言いましたように、建物所有者と各階のまた使用者が違ふわけです。しかも、火災の発生場所と被害を受けたところは違ふ。非常に複雑なわけですが、これは建設省関係ではないかもしれませんけれども、この死亡者を出した責任、これはほかのところかもしれませんけれども、私は、非常に何と申しますか、疑問に思うのは、建物の責任者が千日デパート日本ド

リム観光株式会社でございますね。これがおそらく各階それぞれ賃貸しておるんだと思うんですが、しかも、火災が起こった場所と被害を受けたところは違う。このあたりは複雑になるわけですが、建設省当局から考えて、このいわゆる、またあといういろいろお聞きしたいんですが、百十七人というたいへんな死者を出した。この方々は、先ほど言ったように自分の責任じゃなくてこうなつたわけですが、補償問題とか慰謝料問題とか出てまいります。これは建設省所管じゃありませんけれども、しかし建物管理責任者と各階の責任者が違ふといった場合、こういったものの責任の所在はどこになるのか。ひとつ建設省の見解があります。すなわち同僚でございます。

○政府委員(沢田光英君) これは、正確に法律的なお答えになるかどうか私わかりませんが、私ども、私の考え方としては、建物全体が安全で、しかも使用目的に十分有効である、有効に利用できるとする責任は、まず全体の責任としてあるかと思ひます。しかし、各部分がまたそれぞれ賃貸で分かれておる。そうしますと、たとえ火の問題だけに考えますと、私どもは目的の違ふ、たとえばアパートがもしあったとしたら、たとえアパートとその店舗というふうなものの用途が違ふ場合には、防火区画で隔絶するという法体系になつてございまして、したがひまして、これも一応、相当隔絶をしておる、こういうかつこうになつております。この隔絶をしておる思想から申しますと、隔絶した中では、その中で事故が起こらぬように、安全に人々が行動できるように、あるいはそこではいろいろな動作ができるようにという責任は、やっぱり一義的にはその防火区画を考えました一つの単位、借り主のほうにあるのか、かように思ひます。さらにそういうものがあるか、かように思ひます。あるいは、あるいはそういう使用時間の相違とか、あるいは、あるいは問題を整頓すると申しますか、そういうふうな問題は、おそらく全体の建物の所有者の管理責任の相当部分を占めるのではないかと、かように考えて

おります。

○舊ケ久保重光君 私は、そのことをお聞きしたいのは、これはまことに遺憾でありますし、再びこういうことが起こらぬように努力しなくちゃなりませんが、ものごとが起こつたわけですね、起つて、現に百十七名の死者を出した。四十数名の負傷者を出した。私は、この人たちの霊に対しても、再びこういうことが起こらぬようにすることが一番大事だと思ふんですが、起つたといふ死者に対する手厚い、やはり何と申しますか、事後処置が必要だと思ひます。そうなりますと、やはりこれは責任の所在というものがわかりませんと、いわゆるこの建物の所有者であるものと出火をしたものとをさういふいろいろな……さらにまた、この現場であります「プレイタウン」ですか、この責任者として、いろいろな責任がある、そういうものがいふゆる何か責任のなすり合ひを始めて、結局なくなつてしまつたのですから、こういう人たちの遺族の方に結局大きな迷惑をかけるのじゃないかと心配いたします。これは先ほど申しますように、建設省の責任とは私は思ひませんし、これはそれぞれ所管のところでひとつ適切な措置をしていただきたいと思うのですが、建設省もやはり建築の監督その他の立場上、責任ないとは言へません。したがつて、これは大臣にひとつお願いするのですが、大臣、いま申し上げますように事態は非常に複雑でございます。複雑でありますけれども、私はやはり一番この際大事なのは、なくなつた人たちのために、再びこういうことを起こさぬことが第一。同時にまた、なくなつた方々や負傷された方々に対して万全の措置をしていただきたい、こう思うのです。これに対してやはり建設大臣、私はあなたの責任とは断定しませんが、しかし全然これは建設省の責任ないとは言へません。したがつて、それぞれの部署の方々と連携と相談をされまして、遺族や負傷者に対する万全の事後処置をしていただきたいと思うのですが、大臣、ひとつ御答弁をお願いいたしますと思ひます。

○國務大臣(西村英一君) 責任云々というように

ことは別といたしまして、なくなつた方は、たいへんこれはもう何にもかえがたいこととございまして、しかも聞くところによれば、新聞紙上でも伝えられておりますが、御婦人の方々にたいへん死傷者が多いわけですね。相当に年齢の方が多いようです。私も大野病院をちょっと見舞いまして、やはり子供の一人か二人ぐらゐるような年齢の方ですから、ああいうところに晩に働くにはそれぞれ家庭の事情があつてやつておることなんでしょう。したがひまして、責任云々ということとは別といたしまして、十分政府としては力を尽くさなければならぬと思つております。具体的な問題は、私も大阪市長の大島さんにも……あそこにはやはり対策本部ができております。対策本部ということは、そういうことをも含んで、これも大阪市長の直接な金を払ふ責任ではないにしても、やはりいろいろ調整をしておつて、なくなつた方、負傷された方々に対してはできるだけの厚意をもつて報いなければならぬのは当然であると思ひます。私も、きょう閣議のあとで塚原労働大臣に、あなたにもやはり関係がないわけじゃないのだ、いや、大いにあるのだ、それで私も心配してゐるのだ、こういう話もしましたから、直接の具体的な問題になれば大阪市長を通じていろいろこちらもひとつお願いをするし、また強力に指導もしたい、かように考えておるものでございまして、いままでどころじやなく善後処置に一生懸命ですが、あなたのおっしゃるようなこと、これからの問題でございまして、十分気をつけたい、留意したい、かように思ふ次第でございます。

○舊ケ久保重光君 沢田さんにお伺ひいたします。

これは屋上はなかったのですかね。私はあのテレビを見ながら、すぐ屋上に逃げることができたならば、あるいはかなりあつた被害が防げたのじゃないか、高いのですから。下に飛びおりた人もありますけれども、屋上があれば、屋上に行けば、火事が起こつたのじゃないのですから、煙ですからあつた悲惨な状態は防げたのじゃないかと端的に考えますが、その点いかがですか。

○政府委員(沢田光英君) 私も現地にその直後にいきまして、まさにそういう感じを受けました。と申しますのは、この平面図の下の方に階段があるわけでございます。たとえばAの階段——それからもう各階段全部屋上に通じておるわけでございますが、たとえばAの階段一つとてみましても、このAの階段のドアがもしあきましてそこを通ればすぐ上が屋上でございまして、もうほんとうに二十メートルもないくらいいところから屋上でございます。しかも、この煙のあつたところは、その階段を上がつて屋上に出るとびらはガラスでございます。したがつて、そこがもし施錠されておつてもこれは破つて出られる。そこが小鳥売り場が何かつと小さくなつておられます。そのドアが二つございまして、これがガラスでございます。したがつて屋上に簡単に出入りされる、こういうような状況でございまして、まあ結果論でございまして、私、ここに出来れば相当様相が違つていたのじゃないかというふうなことを、非常に残念な感じを受けて歸つてまいりました。

○舊ケ久保重光君 私もそう直感しましたところでありまして、結局全部錠がおりていたのですかね、そういうところに。先ほど大臣もおっしゃつた、屋上に点検した場合、それぞれ適格であるところ、屋上には人がいないけれども、夜お客さんなりホステスさんが来て、百人以上の人が入つて一番大事なときになると、その場所に錠がおりておられる。そうなる、結局法的に見て屋上の検査は合格しておられるけれども、実際必要な場合にはそれが全部シャットアウトされておる、こういうことでございまして、さういふところに法の欠陥もあらうかと思ふのでありますけれども、いまお聞きすると、屋上には出られたのだ、それが肝心なところにかきかかつて出られないということになると、これは全然意味がない。今後さういう点にぜひ対策を立てていただいて、夜の点検もけつこ

うでしようし、問題は一番人が集まる時の時点における施策が重要でありますから、そういう点も留意されて御指導願いたいと思うのであります。が、ひとつ再びこのようなことを起こさぬように万全の策をお願いして一応私の千日前の質問を終わります。

続いて道路問題です。これは私は端的にお伺いしますが、これは技術上の問題か、私ちよつと心配になるのは、労働者が労働強化のために疲労して、いわゆる私ども見ますと、ああいう工事はかなり強い労働力を要するようでありまして、時間的にもかなり長時間働いておるようでありまして、私は技術的なミスよりも労働者の労働強化による疲労からくる何か問題点があるのじゃないかと、こういうことを感ずるのですが、この点はいかがでしよう。

○政府委員(吉兼三郎君) 先刻お答え申し上げましたように、直接のこの事故の原因につきましては、詳細まだきわめておりませんので、お尋ねの点につきましては確たる御返事ができないと思ひますが、いろいろ関係者の意見を聴取いたしましたところ、やはり架設工事上の工法上のミスがあったのじゃないかという、いわゆる技術上の操作の誤りということが事故の直接の原因じゃないかというふうなことは推測をいたしてしております。しかしお尋ねのように、たまたまそこに従事しておりましたとび職その他の労働者がどういふ肉体的な条件にあったかというふうなことにしましてはまた詳細をきわめておりませんが、その辺は断定的なことは申し上げかねますが、現状におきましてはそういうふうなことは考えます。

○吉ヶ久保重光君 ぜひ、その点もよく調べていただきたいと思ふんです。まあ、とび職なんというものは、これは専門職でございしますが、かなりああいふ場所には、農村の農閑期を利用した出かせぎの人たちが使われております。そういう人たちは、いわゆる特殊な作業については、あるいは仕事に携わっていないかもしれませぬけれども、

人手不足によつて、いわゆるとび職、専門の人がやるべきところにやはり下働きその他に使われてる面もあると思ひます。これはやはり私は労働強化等による労働者の疲労の度合いの強い場合に起こることもあり得ると思ふんです。ぜひ、その点も調査されましてそんなことのないように御指導をお願いしたいと思ふんです。と同時に、もう一点は、請負業者は片山鉄工所でございますが、これは首都高速道路公団の仕事でございますから、これもまたまた下を通りかかったために死亡、負傷するということは全く迷惑千万でございます。ああいう大きな仕事をする場合、しかもあの路線はかなり車や人の多い場所でございますから、交通どめもこれはできないかもしれませんが、何か適切な措置をしなければ、これは今後起こる可能性があると思ふんです。したがって、ぜひこの原因究明とともに再びこんなことが起こらぬように、ひとつ適切な措置をしてもいいという

こと、それから、やはりこのなくなった方、負傷した方に——その責任が公団にあるか、あるいは請負にあるかは別として、公団も責任ないとは言えませんが——ひとつ十二分な事後処置をしていただきたいと、こう思ひます。このことを要望したいのですが、これも大臣、全くもう迷惑な話です、言語道断と言つてもいいですし、なくなった方にすれば、ほんとうにもう何と申しましたように、神ならぬ身の知る由もなく、そこをちやうど通りかかつて、上から四十トンものものが落ちてきたのですから、全くこれはお気の毒というほかはないですから、千日デパートのことと同様に、もつとこれははっきりしておりますから、十二分な事後処置をしていただきたいと思ひますが、大臣、よろしく。

○国務大臣(西村英一君) どうも専門の方からいろいろ聞いても想像がつかぬと、こういうようなことを言うわけですから、結果的にはこういふことなんです。そこで、やはり、できたことは申しわけないとしても、これは警察のほうとの関係がどうなつておるのか。四十トンもあるメン

バーをクレインでつり上げるといへば、それは警察が通すはずはありません。それは交通規制をしますよ。ただ、上に乗せてかけてシートする場合には、それくらいはいくらうと言つておつたのですけれども、今後は、これは一日とめおるわけじゃございせんから、こんな仕事はもうわずかな時間で勝負がきまる仕事なんですよ。四十トンのものをつってロープが切れたといひますけれども、ロープは四十トンのもので切れるときには油が出ますよ、ロープから。それから、非常な監視の目を向けておらなければ、ストップをかける人がついておらなければ、やっちゃいかぬ仕事です。交通どめしなないならば、それですから、まあ私はそう思ふだけなんです。現実には、こういう人に言われぬような事故というものが、建設省の、しかも直轄工事で起こるなんというものはほんとうに申しわけありませんよ。人に言われる話じゃございせんよ。したがって、何を申しましたも、能率よりは、これを契機にセーフティ・ファースト、安全第一の態度をとらなければならぬと、私はこう思つております。工事を急いではいけません。少し工事を急ぎ過ぎるのじゃないか。万博のときに、けたを一つ落しました。あのときはあのときでまたちよつと違うのです。今回で二回目です。したがって、これはいませつかく警察も調べておる、調査をみな持つていつておりますから、的確なことは言えませんが、常識的に考えて、ひとつこれは警察当局とも打ち合ひして、どうしても交通どめは警察当局のほうになりますから、十分注意をしますと、また、いづれ原因がここであると断定するようなものができまして、皆さまにあらためて御報告したい、かように思つておる次第でございます。

○吉ヶ久保重光君 最後に、西事件に対する建設大臣の誠意のほどは理解できます。ぜひそれを具体的に御実行願つて、たびたび申しますように、再びこういう事故を繰り返さぬというための施策をお願いするし、さらにまた死んだ方、負傷者の方にも十二分なお手当をいろいろと関係方面に御

指示をいただいて、ひとつ手厚い処置をしていただきたい。こういうことを御要望申し上げて私の質問を終わります。

○沢田政治君 千日デパートの今度の不慮の災害といひますが、不慮の災害ではないんですね。いまも御報告を受けたわけですが、結果的には起こるべくして起こつた、これは管理体制のミスといひますか、こういう欠陥があると思ふんです。だから、不慮じゃないと思ふんです。結果的に見ましたら、しかも大臣も言つておられるように、もちろん建築物の構造が満点だとは言えないにしても、いま既存の設備が全部作用しておつたなら、こういう事故にならなかつたということも大體常識的にうかがえると思ふんです。だから、やはり維持管理あるいは防火体制というものの欠陥が多

くを占めてゐると思ふのです。そういう意味でございしますから、追及するとか、そういう意味ではなく、一体この種のことを今後どうするか、こういう観点から質問なり問題提起をしたい、こういうふうに考えるわけです。たとへて言うならば「プレイトウン」に三つの通路があつた。この三つの通路が使えたらばこれは相当助かつたでしょう。エレベーターもとまらなかつたらあつたでしょう。また避難訓練を受けて、その設備をフルに使つたならば、これは全然死者がなかつたかどうかは別としても、これだけの大事事にもならなかつたでしょう。さらに、またそういう混在混用しているものを法律的に何か規制があつたらば、もし「プレイトウン」に何といひますか、深夜に人がおらなかつたならば、これは単なるビル火災に終わったと思ふんです。そういうことで、不可抗力じゃないし、不慮ではない、起こるべくして起こつた、こういうことになると思ふのです。

そこで自治大臣だと思ひますが、きのうか、おとといのテレビで、こういう問題提起をしておりました。こういうところは大都市にはかなりあると、該建物ばかりじゃなくたくさんある。だから、将来の問題として、どの法律を改正するかは

別として、やはり用途規制をしたい、設備を一回に直せといったって、これはできっこないから、だから用途規制をしたい、そういうところを使わせない、こういう可能性のあるところは、深夜まで人がいるような劇場とか、あるいは何となく、ボウリング場とか、そういう遊技場に使用せないと。こういうことですが、これはどうお考えですか。大臣としては、今後も十分こういう事故が起こらぬようにしますと言われども、いつの場合も、これは何か手を打たなくちゃならぬというやささきの不慮の事故ということばを私どもはそらぞらしく感ずるわけだ。だから、私は補償するわけですけれども、ともかくこの事故を再び起こさぬ措置を事前にとつていく、これを契機にして、これが一番の供養だと思ふんです。だから、その面についてどう考えるか、先ほど答弁があつたようですが、非常に抽象的ですから、もう一度お聞きしたいと思ふんです。

○国務大臣(西村英一君) 自治大臣が用途規制の問題云々ということをつたつたという話ですが、私はその意思がどうであつたかちよつとわかりませんが、いづれにしても、たいへん違った業種が入つていきますから、やはり全体の管理の問題、個々の管理の問題、これが、もうほとんどいまではばらばらでございまして、その辺のやつぱり統一的な考え方をしなければ、こういう商売はこういうところにはやらせない、たとえばキャバレーは何階以上にはやらせないとか、あるいはデパートはどうだとかいう、そういう制限がなかなかできないと思ふんです。また、簡単に考えると、ああいう高いところに、七階に二百人も三百人も集めるようなことをしちゃいかぬと言つたら、高いところほど、いまのような東京のビルは人がよけい集まつておりますからね、見晴らしがいいとかいうことで、したがつて、そう簡単に、用途規制ということはどういうことをいうのかちよつとわかりませんが、なかなかむずかしい問題だと思ひます。思ひますが、一つの大いビル

の中に、初めからつくる場合は、それぞれいろいろな準備をしてつくりまされども、既設のビルを直す場合に、これは一体どうするかということば、私も確信は持つておりません。しかし、私のほうも、これは大いに検討しなければならぬ。現に検討の第一番は、現状が一体どうなつておるか、したがつて、それは自治省と消防のほうと私どものほうの建築のほうで一緒にやる。昔は警察がおそろく担当しておつたと思ふんです。いまはそういうような力がないんだから、やはりいせんも申しましたように、点検をするといつても、いいところばかりしか見せてもらえないというやうなことがあるんじゃないかと私は思つております。しかし、今回のこの事故を契機にいたしまして、強力にひとつ管理体制を取り締まる、消防法の改正等もちよつと要るんじゃないかと私は思つております。これは、しかし他省の問題ですから言及するわけにいきませんが、いま一つの建物は、電気のほうには電気技術者といふものがあるまして、電気に対して全責任を持つてすぐれども、これは何も常時おるわけじゃなくて責任だけを持つてんです。消防のほうも五十人のところに一人責任者がおるやうな制度になつております。五十人のところに一人責任者といつても、それは形式上でございまして、とて五十人のところに一人責任者なんか置けるものじゃございません。したがつて、やはりそういうやうな消防の取り締まりもAランク、Bランク、一級消防士、二級消防士、そういうやうなやつぱりランクをして、格づけをしなければならぬのじゃないかと思つております。私のほうの建築につきましても、これはひとつ、十分さきいふ点は注意しなければならぬところがたくさんあると思つております。

私は、今度見て参りました、昭和四十五年の基準法の改正によつてどういふことを要求されたか、そのうちでどういふことが抜けておつたかといふことを見ますと、十分でなかつたということが二つほどございましょう。しかし、それが十分であれば今回の事故は防げたかというところを防げません。したがつて、もういろいろな場合がございしますので、昭和四十五年の改正におりにやつたとしても防げないと、私はかように思つておりますから、いろいろ今後とも検討をしたい。また、十分この事故につきまして、はかにいろいろ問題があるやうでございしますが、用途区分の問題については、私は自信がありませんから、もし沢田君のほうで何か答弁ができればと思つております。

○政府委員(沢田光英君) 建物の用途区分——使用方を禁止すると、こういう問題、私どもも何度か話題にいままでしたことでございしますが、大体的な感じは大臣のおっしゃつたやうなことで、なかなかできておりません。しかし実際に、もしそういう危険なもの、特殊建築物の中で危険なものがある場合には、これはむしろ設備面あるいは施設面、こういうものを厳重にやらせる。たとえば、あの「プレイタウン」の場合には相当ありますけれども、ほかと全然隔絶した階段、今度の階段は各階のおのおの使つておりました、それがたとえば防火とびらで締まつておる。こういうものでございしますが、そういうものもなくして、直線的にその階だけに行くと、今度の場合でございすれば、七階だけに行くと、今度の場合でございすれば、三本つづける、そして申しますれば穴でございすね。そのほかのところはどうなるかと、そこは影響ない。たとえば、そういうやうな非常にきつい設備の制限をやつていく、下のほうで火災が起ころうが上のほうは安全に逃げられる。きつなことで、それだけ設備をしなければ、そこにはそういう多数の人が集まつて危険なことをしてゐるやうな困る、というふうなことで対処をできるんじゃないか。今度は私も総点検をやりますし、さらに、この事故は非常にいままでのタイプと違つております。焼死ではございせん。ほかのところの火事で、ガス、煙で死んだ。そういうことで、これを事故の調査と申しますか、調査委員会と申しますか、そういうものを、私、至急に設けたいと思つております。これを科学的に調べまして、どういふ機構構造でこういうことになつ

たかといふことを調べまして、結論も至急に出しますが、そういう中で、もしほんとうにいま先生のおっしゃるやうな問題があれば、自治大臣のおっしゃるやうな問題があれば、私どもは、さつきこで言いましたやうな、整備の何と申しますか、加重と申しますか、そういうことで新しいものにはやつていく。それから既存不適格が非常に問題でございしますが、既存不適格は、実際にいふものを、私が重整備をやれと言つても実際にはできない場合がございします。できないときには現行の基準法の十条で、これは適及するに近いやうな、要するに改善命令が出せます。是正命令、使用禁止、使用制限、こういうものがやられるやうになつていきます。で、これの活用と申しますか、これを特定行政庁に十分やつていただく、それによつて、むしろ制限なり禁止なりをするというやうな、ほんとうに危険なものであればやらざるを得ないと思つております。また、特定行政庁がやらぬときには大臣の監督権限の発動ということも、非常に危険な場合には私どもは考えざるを得ないといふふうに思つております。

○沢田政治君 最後——最後といつても二つです。それから最後ですが、もちろん構造そのものを、そういう災害が起ころぬやうにする。もし災害が起ころうと上下に波及させないようにする。そういう構造上の改革、これもいいんです。しかし、今度の場合は、もしかりに、七階ですが、「プレイタウン」は、そこで火災が起きたとしても同じであつたと思ふんだ。全然何をしても、どこに逃げようかという全然予備知識もないし、全然そういう感覚がないわけですね。だから大小は別としても同じやうな災害が出ていたんじゃないかと思ふわけですね。それで、大臣も実際の用途規制については不可能だと、どういふところのどういふ構造には何をにつけてはいかぬという、これはまあ考えとしては出てくるけれども、現実的にそれを規制するといふことはなかなかむずかしい、これもよくわかります。しかし、これは建設省サイド

じゃなく、風俗営業でしよう、ああいうところは。

しかも遊戯場とか、ああいう風俗営業の場合は不特定多数ですから、毎日そこに日参しているわけじゃないし、そこに居住しているわけじゃないし、もし火事が起きたらばと酒を飲みながら考へている人はないと思うんだね。全く本人にとつてはたいへんな災難だと思ふんですね。だから訓練ができておらぬと。だから、これは建設省のサイドというよりも、これを認可許可する自治省になるのか消防のほうになるのかわからぬけれども、そういう不特定多数の者が集まる、集合する、こういう場所については、やはり一定の義務を、防災訓練とか防災措置とか、そういうものを義務づけるべきだと思ふのです。それをやはり怠った業者に対しては営業をさせぬ、停止をさせるとか、何らかの行政指導だけでよくやっていいますからいいじゃないかぬと思ふのですよ。やはり同じことを繰り返すと思ふのです。何か手を打たなくちゃならぬという先にこういう事故が起こつて、今後この是正に努力する所存でありますという繰り返していくと思ふのです。これは直接建設省サイドの問題じゃないけれども、やはり建設省としては、設備、構造というのにもっと抜本的に力を入れるとしても、やはり器をつくるほうだから、つくつたら管理はどうでもいいというわけにいかぬと思ふのです。同じ政府ですからそういう面をやはり話題に供して早急に手を打つようにしてほしいと思ひます。ここだけじゃありません。最近の何といひますか、そういうキャバレーとか風俗営業はほとんど上についておるのです、大臣が言われたように。ぼくはわからぬけれども、看板を見ると、たいがいそういうところが多いですね。だからそういう意味で、これを契機にして、月並みのお互いのなぐさめじゃなく、再びこういう事故を起こさぬという手を打つように前向きになつて検討していただくことを心から要望してこの質問を終わります。

○竹内藤男君 一つだけお伺いしますが、いま西ヶ久保先生、それから沢田先生から御質問がありましたので、重複を避けまして御質問したいと思

います。

一つは、煙の問題でございます。煙が非常に問題になつて、私もよく承知してはおりませんが、四十五年の建築基準法の改正のときに煙に対する対策というものが基準法に盛り込まれた。それに沿つて強い指導というものがやられておると思ひますが、この場合にも衣料自体から相当煙が出たというところもございましょうが、壁その他について煙の出る材料が相当あったのじゃないか、こういうふうにも思ふわけでございします。今後総点検をされて、そういう建築基準法十條の発動をどうしやられる、こういう建設省の御方針ですが、そのことは、いわゆる壁その他の新建材を使つておるものについてもやつていくのか、この場合の実態はどうなつておるのかという点をひとつ御質問したいと思ひます。

それから、ちなみに法第十條の発動件数というのはいままでどれくらいあるのか。また、これはあふないと目をつけておる建物あるいは不衛生の建物は一体どれくらいあるのか、これに対してどれくらいの法第十條の発動をやつておるのか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

それからもう一つあるのでございますが、あとは管理の問題でございします。ビル管理が、火災の責任者とか、あるいは電気の責任者というふうな、いわゆる所有者なり管理者側の責任体制というのとはとられておると思ひますけれども、また、これを監督、規制していく役所側でもやつておると思ひますが、なかなか役所のほうも人間が足りないというふうな問題があると思ひます。そこで何か第三者といひますか、公認会計士のような建築管理士のようなものを設けて、そうしてその者が責任をもつて絶えず第三者の立場から建物の管理者に勧告したり、あるいは何かをしていくというふうな、そういう制度が考えられないものかどうか、この点をお伺いいたします。

○政府委員(沢田光英君) 御質問は三点だと思ひますが、まず第一点の内装の問題でございします。内装につきましては、実は四十五年の改正の以前

から非常に火災のたびに問題になっております。

ことに新建材から煙、ガスが出るということで、これは法改正を待たずに政令で、要するに不燃材、準不燃材、難燃材、こういうものにつきました。従来は耐火性能だけを、不燃性能だけを規定しておりましたけれども、今度はその条件の中に煙を出さないこと、こういう条件を入れました。これでその後全部新建材はチェックしたわけでございします。したがいまして、現在防火材料に指定されておるものは煙を出さないというものでございまして、そういう前提に立つてその後の建物は、ことに内装制限のかなり特殊建築物あるいは大規模建築物あるいは高さの高い建築物、こういうものはすべてそういうものやすることになつております。したがつて、そういうもの以前にいわゆる既存不適格のものは煙の出る内装材でやられておるわけでございします。指導でももちろんやっておりますが、今度の総点検に際しまして、もちろん煙の出ない、煙の被害が大きいわけでございますから、そういうことは重要な項目になる。したがいましては正命令の対象になると思つております。ただ、それまでの指導でもたいぶ進んでおります。これは特に正命令の前でも、いわゆる飲食店とか、そういう環境衛生金融公庫に関するものにつきました。そこらから融資が出ます。合計一億をこえる金が一年間に出ております。そういうものを使つてどんどんとできるだけ指導を進めておる次第でございします。

それから十條の件数でございします。これはいま全国にトータルがないので、至急問い合わせしておるところでございますけれども、ただいま手元にありますのは、実は私もいつでも春秋に大体防災の週間と申しますか、そういうことをやっております。秋は大体風災害などが多く、春は火災が多ございします。したがいまして、春に既存不適格を含めました特殊建築物、この年はホテルをやるとか、あるいはこの年は飲食店をやるとか、そういうことをやっております。実はこの三月にもやっております。で、この結果、全国で四千

五百件に余ります査察を——これは消防庁と共同でやっておりますが——やつておりました。そのうち問題になりました命令及び勧告をされましたのが三百七十九件、この四十七年の三月ではかような結果になっております。これが十條に基づきますものもありまして、基づかざる事前の勧告でやらせておる、こういうものもある次第でございします。

それから最後の管理の御提案でございしますけれども、まさに管理は一元化してやらなければならぬというふうな問題がございまして、管理の問題も、建築管理の問題もございします。それから技術管理の問題もございします。それから消防庁が所管しております防火管理の問題もございします。この辺が一番大事なところでございします。先ほど沢田先生からの御発言のように、業態管理のような問題もございします。いづれにいたしましても、その辺を総合するのは、どういう仕組みかという問題がございします。それに準ずるものとしてしまつて実は四十五年の改正で私どものほうがこういう特殊建築物に關しましては定期検査、報告の事項を強化しております。で、これは定期的に検査をして、建物の所有者、管理者がそれぞれ特定行政庁にその建物の状況を報告する。報告する際に一級建築士あるいは大臣の指定する機関の試験を合格した者、これが建物の点検をいたしまして、その結果を書類にいたしましてこれを報告する、かようなかつこうになつております。で、ございしますから、常時点検ということには法律上なつてございせんが、それに準ずるものとしてかような制度ができておる。したがつて、その辺で一級建築士その建物の管理者あたりが関係ができてまいりますれば、常時そういう相談にいくということにならうと、こういうふうな指導を現在はおしておるわけでございします。先生のいらっしゃるような、常時一人で管理というところの体制はまだできておりません。

○竹内藤男君 この建物については、いまの材料の問題は煙の出る材料は使つてなかつたわけでは

か。

○政府委員(沢田光英君) 焼けたあとでございいますので、ちよつと焼けあとを見たわけでございいます。焼けあとにつきましてはちよつとつまびらかでないわけでございいます。しかしこれが最後の改修がたしか四十四年でございいます。したがって、おそろく煙の出るものも相当あったのじゃないかというふうに考えられます。

○竹内藤男君 そうしますと、いままでの点検の過程ではそこまで手が及ばなかった、今後総点検をして十条の発動もいままでは件数が少ないようですけれども、今後はこれをどしどしやっつけていける、こういう御方針だと思ひますが、何か十条の発動をちよつとやるような事情があつて、なかなか十条の発動がでないというようなことはないんですか。

○政府委員(沢田光英君) いままで十条の発動の件数をとってみると、どうも案外少ない結果が出てくるんじゃないかと思ひます。それは二つ原因があるかと思ひます。一つは、なかなかこの施主といひますか、所有者に対して負担が大いというところで、先ほど大臣が言いましたように多少シユリンクするといふ問題が潜在的にあるかと思ひます。もう一つは、この十条を背景に持ちまして、それを出すぞ出すぞということで、勧告なり、口頭指示、口頭命令ということで実際の効果をあげているという改善の結果が出ております。そういうことのために、実際にこの十条といふものの数字はわりと少ないということになっているのじゃないかと思ひます。特に前者の原因は、既存不適格で著しく危険なものに關しましては、この際過去のそういうシユリンクといふことは絶対やらすに、もし地方公共団体がシユリンクすることあれば、先ほど申しましたように建設大臣の監督権限まで発動するような時期ではないかというふうに考えております。

○竹内藤男君 せつかく基準法を改正され、あるいは政令を改正されても、既存不適格の形であぶないものが残つていくという状況では困りますの

で、いまおつしやられましたように、危険な既存不適格の建築物に対してはどしどし点検をし監督をして、勧告、命令も発動するといふ体制にせひ持つていつていただきたい、こう思ふわけです。これで終わります。

○委員長(小林武君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分まで休憩いたします。午後零時十二分休憩

午後一時三十三分開会

○委員長(小林武君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

琵琶湖総合開発特別措置法案審査のため、委員派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小林武君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小林武君) 下水道事業センター法案(衆議院送付)を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行ないます。

○春日正一君 第三次下水道五カ年計画の進捗状況について、昭和四十六年、四十七年度の事業額、それから普及率、それから普及の見込み率はどのくらいになっておりますか。

○政府委員(吉兼三郎君) 三次五カ年計画、四十七年度が第二年度でございしますが、進捗状況につきまして、まず進捗率で申し上げますと、公共下水道の進捗率が四十六年度末が一三・四%、四十

七年度末の見込みが二三・八%でございします。な

お普及率でございしますが、普及率につきましては四十六年度末が二四・九%、四十七年度末が二五・八%というふうな状況でございします。

○春日正一君 まあいまの答弁にもあるように、四十六年度で三千七百八億円かけて二四・九%、これ前年が二二・八%ですから、それだけかけて一年に二・一%ですか、そのくらいしか普及率はふえてないわけですね。そうすると、昭和四十七年度の事業費は三千四百九億円、四十六年度の補正分合めた分三千七百八億円に比べても少なくなっているわけですね。そうすると当然四十六年度ほど普及率が上がらぬ、まあそういうことになるわけですけれども、そういう状態で五カ年計画の目標の普及率三八%が、私どもが非常に低いものだといふように感じておる、これは先進国に比べてもそうであり、いまの必要度からみてもそうなるておるわけですけれども、その三八%の目標さえ達成できないといふようなことになるんじゃないかといふような気がするんですけれども、その見通しどうですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 今後の五カ年間の計画達成の見込みでございしますが、その断定的なことは申し上げかねますけれども、投資額でいいますならば、大体四十八年度以降は、投資額で三〇%計画が達成できるというふうな見通しを立てております。したがって、投資額におきましては、十分この二兆六千億の投資は確保できるというふうに、私どもは予想を立てておるわけでございますが、事業量の面でございしますが、事業量につきましては、これは単価との関係がございまして、まあ今後の経済情勢の推移等からみれば、どうも、大体この計画のペースでいきますならば、何とか五カ年計画が達成できるんじゃないかといふふうに考えておる次第でございします。

○春日正一君 四十六年度では大幅な補正があつてやうと二・一%上がったと、それで五カ年間に

一五・二%上げなきゃならぬ。しかも、新全線でいけば、当然その間にも市街地の面積なり下水道を設置しなきゃならぬ面積といふのはふえていくわけですから、そういうことになる、初めの計算よりはどうしたつて普及率が落ちてきますね。そういうふうに見て、はたしてできるかどうか、そこらの辺、もう一度確かめておきたいんです。

○政府委員(吉兼三郎君) 五カ年計画を立てます際には、将来の市街地面積といふものの増加傾向、増加の見通しといふようなものを各般の資料をもとにいたしまして予測をいたしております。

したがって、四十五年現在の市街地面積が五千九百四十五平方キロといふことになっておりますけれども、これが五十年度末にはふえたと、五十年末時点におけるところの市街地面積を想定いたしまして、それに対して下水道を整備していくといふような考え方、普及率もそういうことで最終年度末の市街地面積に対するところの三八%の普及率と、こういうこととなるという考え方、計画を設定しております。前段に申し上げましたような考え方、まあこのペースでいきますならば、大体計画は達成できるというふうに見通しを持っておる次第でございします。

○春日正一君 その点、わかつたんですけれども、昨年の六月に政令「下水道法施行令を改正して、昭和三十三年の下水道法制定以来、三十四年度の国庫補助の規定があるにもかかわらず、十数年間きめのないままにしてきた国庫補助率を明記することにした。そして同じく十月には、この規定に基づいて、公共下水道等について補助の対象となる主要な管渠の範囲を建設省告示としてきめておりますけれども、この補助率、補助対象が従来と変わったのかどうか、その点聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(吉兼三郎君) 御指摘のように、下水道法に基づきますところの補助政令というものが昨年制定されたわけでございします。その際に、補助率の関係につきましては、従前は法令に基づか

ずして予算上の措置でやってまいっております。それを今回は明確に政令の上におきまして補助率等を明記いたしたということでございます。

中身につきましては若干変わっております点は、特定公共下水道につきましては考え方若干変わっております。これは先般の公害国会におきまして、いろいろ企業者負担のからみにおきまして、新しい制度ができたのに合わせまして、特定公共下水道関係の企業者負担を従前よりも多くするというふうな考え方によっております。

それから補助対象率につきましては、これは三十四条関係の告示でもって、いわゆる主要な環境というふうなものの対象を明確にしたわけでござい

ます。で、従前はその辺が非常に不明確でございまして、予算の範囲内において補助対象——個々の都市につきましては補助対象率といったものを考え、セッティングして補助をしてまいるというふうな経緯でございまして、五カ年計画の発足にあたりまして、同時に御指摘のように新しく下水道法の法例上におきまして補助対象となるべき施設の範囲を政令に基づきます告示で明確にしたという点でございます。

○春日正一君 特定公共下水道を除いては、大筋では変わっていないと、公共下水道は従来十分の四、それから流域下水道は二分の一ということですね。そこで、この主要な管渠の範囲をきめたことによつて、従来補助の対象となつていたものが補助されなくなってしまうというふうなことはないですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 補助対象となり得る最低基準といふものは、従前は内規的なものできめておりました。今回は補助政令並びに告示によりまして、先ほど申し上げましたように、従来と異なりまして施設に着目しまして管渠の大きさと、その機能に従つて補助対象となるところのものを特定いたしました。したがって、都市ごとに見ますならば、従前の補助対象施設が今回の措置によりまして補助対象とならなくなるような

ものも出てまいっております。で、これはいろいろな過去の経緯がございまして、まあ従前は内規的に一つの線を引きまして、それ以上のものは補助対象になり得るということであつて、必ずしもそれは全部補助として取り上げるということじゃなかった。今回は基準を明確にいたしました。そのかわりその基準に合致するものは全部補助対象として取り上げるというふうなことになるので、その辺、従前の実行上、今回の措置と比較いたしました場合、都市によりましては、御指摘のように、そういう若干の食い違いも出てくるというふうなものもあるかと思ひます。

○春日正一君 一般の都市では山形、それから三鷹、小田原、寝屋川、伊丹、それから特定都市では北九州市というふうなところでは、この補助対象率が五カ年を通じて五〇％以下になる。まあ一般では七四％ということになっているわけですから、これはよく幹線ができていくところだから、こういうところは、まあ告示の四の一などでやるようにしているというふうにいわれているんですけれども、こういう形で著しい差異が生じるところは一体どういふふうになるのか、その点の扱いを聞かしてほしいと思ひます。

○政府委員(吉兼三郎君) 先生御指摘のように、非常に今回の新しい基準と従前の扱いとで補助対象率が下がるような都市、まあ北九州、山形、それから三鷹とか小田原等の都市がございまして、まあそういうことは十分私どもは予測をしております。したわけでございまして、こういうふうな都市につきましては、補助対象率の激変を緩和するといふ意味合いにおきまして、先刻申し上げました建設省の告示の中で、告示の一番最後の四項というところをごらんいただきますと、その四項の中で、そういう都市につきましては、特別な激変緩和のための措置をとることにするというふうな扱いをいたしまして、経過的な措置をとつてまいりたいと思ひます。

○春日正一君 著しい差異が生ずるところは、そういう手当てをするというふうに言われるんですけれども、著しくなくとも、補助対象率を広げていこう、そのことが問題になっているときに、逆にいままでより下がるというのは、一体どういうことなのか、なぜこういうことになるのか、そこらの事情を説明してほしいんです。

○政府委員(吉兼三郎君) 補助対象率といたしましては、全体としては過去からずっと率は上がつてまいっております。全国的に、個々の都市につきましては、その都市のやりやすさところの各年度の事業の内容によりまして、若干その補助対象割合は差があるというものであつたわけでござい

ます。今回の措置によりまして、まず全国的な、一般的に、平均的な補助対象率というものがございまして、これは指定都市と一般都市で区分けをいたしておりますけれども、その平均的な補助対象率とを比べまして、それとの関係でそれより低いものにつきましては、いま申し上げましたような規定で激変緩和の措置をとつてまいりたい、かように考えます。

○春日正一君 その点、わかるんだけれども、なぜ、つまり補助対象率をこれからもっと広げていこうというときに、下げるような措置をとらなきゃならぬのかということですが、部分的であつてもですね。

○政府委員(吉兼三郎君) 下げるのではありません。たとえば三次五カ年計画におきましては、補助対象率が全国平均で五七％に全計画から比べますと上がったわけでございまして、指定都市、一般都市で差がございまして、この基準と比較いたしましたとき、この基準に満たないものにつきましては、この基準まで引き上げようというふうなこととございまして、この基準そのものが低いじゃないかという御意見は当然あるかと思ひますが、これは五カ年で一応そういう節として充足したばかりでございます。今後の課題として、補助対象率そのものを引き上げる努力をしてまいりたいというふうな考えでおります。

○春日正一君 こういうことじゃないんですか、いままで補助対象に当然なるものを単独事業で

やつてきたところがあつた、そういうものを全部拾つて補助対象にすると、五カ年計画で了解されている七四％、これをこえることになる。だからそういう落としどころも出てくるというふうな事情なんじゃないですか。拾ひ切れないから、七四％のワクの中に。だから、それをそこに合わせようとする、都市によつてはいままでより下がるというふうなことが出てくる、そういうことじゃないですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 都市によりましては、若干そういうふうな御指摘のような点はあろうかと思ひますが、全国的に見ました場合において、新しい補助対象の施設の基準を主要な管渠の対象を告示で客観的にきめておりますので、この基準に合致したものを補助対象として取り上げるというのが五カ年計画の中身になっております。この基準といふものは、決して絶対的なものではないわけでございまして、まあ突き詰めて言いますと、下水道全体の投資額の中で、いわゆる国費の割合といふものが確かに低い、これを、さらに対象率を引き上げるべきであるというふうな考え方もあるわけでございます。この対象率が上がりますならば、この告示の考え方をもた変わってくるというふうなことにならうかと思ひます。

○春日正一君 まあ対象とする基準に合致しているものを単独事業でやらせてきたということがすでに問題だと思うのですよ、つまり、金を出さなかつたということですから、それを補助対象率を少し高めるためにいままで補助してきたものを対象外にするということでは、これは筋が通らないじゃないか、そこところはどうかなんです。○政府委員(吉兼三郎君) 今回の措置は客観的に補助対象となるべき施設を明確にしろうというふうな強い御意見なり、そういうふうな御要請がございまして、私もこれは非常にむずかしい政令の基準であつたわけでございまして、いろいろ努力いたしまして、こういう基準をつくつたわけでございまして、したがって、基準をつくりまし

た以上は、今後はこの基準に従いまして客観的に各都市ごとの下水道につきまして補助すべきものというものを明確にしていきたいと思います。

それから、この基準以下のものにつきましては、当然この基準までは対象にしているわけでありまして、基準以上のいままで補助を受けておりまして都市がこの基準まで下げるのはおかしいじゃないかというふうな御指摘でございますが、これは、全国的な立場でいうものさしをつくりましたので、ものさしそのものは、これは私ども不満でございませうけれども、一つの基準をつくった以上は、ひとつこれにならなければ各都市の下水道事業を進めてまいりたい、せっかく基準をつくりました以上は、その基準に従うのは当然でございませうので、そういう考え方でまいりたいと思っております。基準そのものの引き上げにつきましては、別途私どもは努力してまいりたいと思っております。

○春日正一君 今度の省令では一般都市では口径六百ミリ以上、下水排水面積一ヘクタール以上のいづれかに該当しなければ、補助事業にならないということになっております。しかし、私が四年前に質問したときには、当時の竹内局長は三百五十ミリや四百ミリでもあるいは〇・三ヘクタール以上であれば、補助対象にしているというように答えていたのです。私は速記録を重くものだから持ったことがあったけれども、そういう答えがされている。そうすると、やはり六百ミリの一ヘクタールという基準がきめられても、事情に応じては基準をもっと下げて考えるということがやられるのじゃないか、その辺どうなんですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 過去におきましての下水道の補助対象の取り上げ方は確かに不明確でございました。その年々の予算のワクの中において操作をしてまいったということが事実でございませう。

それから御指摘のように、〇・三ヘクタールというふうなそういう最低基準を設けた時代もあったようにございませう。これはその〇・三ヘクタールは内規できめました最低基準でございまして、それ以上のものについて補助対象として取り上げることができ、こういう考え方であつて、必ずしもそれでも全部補助対象にいたしません。というふうなことでなかつたようでございませう。今回の基準につきましては、先刻申し上げました一般的な基準のほかに従前との関係で特に著しくアンバランスになるといふ都市につきましては、激変緩和の措置を講じまして、急激に下がらないというふうなことは考えていきたいと思ひます。

○春日正一君 具体的に問題出して見ますと、埼玉の大宮市の場合ですね、現在までのこの敷設管の延長が十四万三千メートル、その口径は二百五十ミリから二千ミリということになっているわけですが、このうち大きいほうから補助対象率の七五％をとって、三百五十ミリまでは補助対象になっていたというふうに聞いております。ところが、今度の省令でいきますと、予定の処理面積五千ヘクタール以上というものが適用される。これでいくと一番高いところですね、この表でいくとそれが適用されて口径は八百ミリ以上、それから下水の排水面積三ヘクタール以上と、どちらかでないれば適用されないということになったために、実質的には補助対象率が五〇％近くに落とされることになっている。これが大宮市の実情です。それで大宮市では四十七年度はそういう事情で補助対象率がそういうふうな高いところへきめられたものだから、それに合うように幹線をやるようにして、何とかそれを維持するといふようなやり方をとっているようですけれども、しかし、太い幹線ばかりやってられませんが、細いほうに入れば八百以下になれば対象にならない。そうすると大宮市は一般都市ですから、七四％の当然対象率になるべきものが、五〇％前後に落ちてしまふことになるわけですね。そうすると、結局補助率が新しい告示によつて引き下げられるということになるわけですね。そういうわけで、大宮市では補助対象になる管渠の口径、下水の排水、排水面積をどのように

続けていくかということ、予定の処理地域の取り方を問題にしているわけですね。つまり建設省のとり方では、荒川左岸流域下水道完成時の面積で、昭和六十一年五千ヘクタール以上、この中には都市計画の調整区域も含まれているんですね、現在調整区域になっているところも。これだと口径は八百ミリ以上になってしまふ。ところが市の方では、現行の五十年計画の完成時の面積といたしまして、これは七百二十ヘクタール、この面積でいけば、口径七百二十ヘクタール、この面積でいけば、口径七百二十ヘクタール、これでも七百と八百というこの対象の違いでも、対象率にして約一〇％の差が出てくるし、金額にすれば五十年間で五億四千万の差が出てくる。だから大宮市としては、こういうとり方をしてもえぬものか、つまり、荒川左岸流域下水道の完成時、そこまで含めてですね、六十年の、そうしてこの五千ヘクタール以上ということ、八百ミリというとり方じゃなくて、五十年計画でやっていくんだから、いまの五十年計画の完成時の面積千七百二十ヘクタールで対象率をとるといふようにしてもえぬかというところを問題にしておるわけですね。この点はどうか。

○政府委員(吉兼三郎君) 大宮の具体的なお話でございませうが、私も大体をまだよく大宮について準備をしておいておりませんが、よくわからない点がございますが、一般的に五十年計画としては、各都市ごとに五十年で成立すべき下水道の面積というものをセッティングしまして、それで投資額というものを積み上げておきます。それをやりました結果、五十年間の補助対象率が大宮の例で申し上げますれば五〇％になるというふうなことになるから、非常にこれは激変的な問題になる。したがって、そういうものにつきましたは、七四％になるようなそういう考え方では区域のとり方とか、そういう点についてアジャストをした。まさに激変緩和の措置というのはいささかいうふうなことで、そして規定が設けられた趣旨でございませう。具体的には大宮市をどうするかということはいささか検討したいと思ひます。考え方はそういうことでございませう。

○春日正一君 大宮の問題、私以前にも問題にしたことがあるんですが、やはり、そのときからこの問題は問題になっているわけですね。それで建設省の告示の中で考えても、現行の五十年計画完成時でなくて、十数年先の流域下水道完成時の予定処理面積というふうなものを土台にして、それで現在市街地でない調整区域までも含めて処理面積として、それをもとにして適用対象として八百ミリというのをきめるというのは、現実的じゃないと思ひます。いま局長も言われたように、いまの五十年計画の中の事業計画なり対象面積というものを積み上げてみて、それを補助の対象として扱っていくということでは、これはかなり無理が出てくる。だから、そういう点では、いま言われたことは、先ほど私が言ったように、大宮市としては、だからいまの五十年計画の終了時の面積ですね、千七百二十ヘクタールですか、そういう面積として扱っていただければ八百ミリが七百ミリに下がる、そうすれば対象率はせめて一〇％は上がるんだ、そういう扱いをしてもらえないかというふうなことを現に問題にしておるわけですね。だからそういう点から言へば、いま局長も五十年計画の対象面積なり事業量なりを積み上げていくという話をされたんですけれども、むしろ大宮市の言っていることが認められ得るというふうな気がするんですが、しかし、ここで局長のほうも、この問題については具体的に知らぬと言われますから、ここで私はそれを適用してくれるかこれかという返事をしてくれという質問をするのは無理だと思ひますけれども、しかし、その点は一度研究してみたいと思ひます。ああいう大きいところで、大きい管だけ補助を受けても、やはり小さい管が伸びていかなければ下水道として役をなさぬわけですから、やはり一般の対象七四というふうなことをきめたんなら、それに近いものになっていくように、当然やらなければ

ばそこに不公平が出てくる、そういうことになるわけですから。

そこでもう一つ一般的な問題として、著しい差異ということが出た場合には考えるということですけれども、この省の告示の矛盾の一つとして、管渠のとり方を別に考えるということでも言われているんだけれども、著しいというのは一体どの程度の、七四%といわれているそれとの差がどの程度の場合に著しいということばが当てはまるの

か。さきに都市の名前が出たところは大体五〇％というふう言われているのですね、適用率。二四％違いが出るわけですから、そうすると、かりに七四％という一般的な基準に比べて五％低くなくてもこれはたいしたことじゃないと、あるいは一〇以上がればこれは著しいということになるのか、その辺の目安ですね、これどの辺に置いておられるのですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 私どもの中の考え方としましては、平均的な基準に対しまして二〇%程度の差が出る場合には著しいということでございます。

○春日正一君　まあそれはあまりひど過ぎると私は思うけれども、しかし、この省の告示の最低六百ミリ以上とか一ヘクトール以上という数字は、ここから先は補助の対象にすべきであるとかすべきでないとかという明確な合理的な理由、そういうものがあつてきめておられるのですか。この六百ミリあるいは一ヘクトールというような基準です。そこを補助の対象の基準にきめているわけだけれども、その合理的な根拠というものはあるのですか。

○政府委員(吉兼三郎君) これは先ほどもお答え申し上げましたように、なかなか明確な合理的な根拠ということになりますと、非常に説明がしにくいのですが、要は主要な管渠、下水道はいろんなパイプがあるわけでございまして、そういう主要な管渠について国が補助をするというたてまえになっております。その際、主要な管渠とは何ぞやということふうなことから、こういう告示

でもって予定処理区域の面積、それから特定の管渠が受け持つ排水区域の排除面積でございますか、それとの関係、関連を見ながら、まあここにございます一般都市の場合でございますならば一ヘクタール以上の下水道排除面積、そういう受け持つ区域の面積については六百ミリ以上が主要な管渠でございますよ、そういうものにつきました。国が補助をいたしますという基準をきめたというところでございます。

○春日正一君 この補助対象率をこの五カ年計画の中できめるのに、大蔵省との間で五七％ということにきめたんで、この五七％のワクの中にはめるには六百ミリと一ヘクタールということにすればはまるというような、つまり予算上の理由からこれきめたというような事情じゃないんですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 先ほど申し上げましたように、下水道投資の全体の中の国費の割合とい

うものがございますので、そういう国費の総ワケとのからみにおきましてこういうふうな基準をきめたという面もございます。

○春日正一君　しかし、補助対象率が、比較的整

備の進んだ都市とか大都市は起償能力があるから、
 というようなことで補助対象率を落としている、
 そういう傾向があるわけですけども、これはぐ
 あいが悪いんじゃないか。というのは、そういう
 大都市では下水道をつくるという必要が非常に高
 いわけだし、そのために多くの予算もとらなきゃ
 ならぬわけですから、当然やはりそういうところ
 に応じて、たとえば東京とか大阪とか考えてみて
 も、大規模な下水道をつくらなければ河川の浄化
 というような面から見てもならないようになって

て、非常に大きな下水道の需要がある。こういうところへは対象率なんかうんと富裕都市とかなんとかという形で低くなっているというようなことですから、いま言ったように、そういう都市ほど一方では河川のごれもひどいし、環境保全のために最も下水道の整備が必要になっているところだというふうに考えると、やはりこういう点でこの差別をつけてくるということは一つ

の矛盾になってくるので、補助の対象率を引き上げて、もっと早くそれができるようにするということにすべきじゃないかと思うのですけれども、その点では小さいところは小さいの事業に補助も必要になるでしょうし、同時に大きいところでは大きいにより多くの下水道の需要があるわけですから、当然それに対して必要な補助を出すということにしなければ追いつかなくなる、そういうふうに思うのですけれども、その点

どうなんでしょうか。

○政府委員(吉兼三郎君) お尋ねのことに關しましては、もう確かに御指摘のとおりだと私も思っています。過去のいろいろないきさつがございましてなかなか先生御趣旨のような現状になっておりませんことは非常にこれは私も残念なことだと思っております。補助対象率につきましては、全体の補助対象率を上げるといふことと、大都市と

一般都市との差をなくしていくという二つの実形があるわけでございますが、なぜ差があったかということにつきましては、これはずっと過去の問題でございまして必ずしもつまびらかにいたし

ませんが、まあ、財政力が大都市は一般都市よりかはある。したがって、起債能力もあり償還能力もあるから、補助金もさることながら起債でもって下水道をやつたらいいじゃないか。そのかわり、起債の充当率は大都市は十分見てあげましょう、こういうふうな考え方が実はあつたと思うのであります。ところが今日におきましては、下水道が全国的な一般都市にも行なわれるようになりましていたしまして、起債の充当率なんか大都市も一般都市も愛わらぬわけです、差がないわけでは

ございます。まあ、そういうようなことからいきまして、私どもは、今後はこれはやっぱり大都市も一般都市も差をつけるべきじゃない。やはりこれと合わせるような、均衡のとれたような方向で補助対象内容を考えていくべきだという基本的な認識に立っております。これは何しろ国費の総ワクがございいますので、なかなか総ワクというのは急にふえませんので逐次近づけるような、差をな

くすような方向で努力をしてまいりたい、かように考えております。

○春日一君　そこで、やはりそういうことだと私も思うのですよ。これは建設省とすれば、いまの下水道がどんなに緊急に整備しなきゃならぬ状況になっているかということとは十分知っておられることだし、そのために必要な予算というものは請求しておると思うのですけれども、それがやはり十分満たされない。そこから矛盾がいまの

ような形で随所に出ておるといふことだと思ふのですけれども、その点では四十五年十二月の公害国会のときに、下水道法改正の審議の際に、私は新五カ年計画でも政府のきめた環境基準を維持することはできない。やはりその規模をもっと拡大し、補助率を引き上げ、補助対象事業を拡大する必要があるということを主張して大臣の意見を求めたのですけれども、当時の根本建設大臣は、ま

ず新五カ年計画の規模を認めさせて、その上で今度は負担の問題、補助の問題に努力をしていきたいということ、建設大臣としてのえらい苦心のほどを披露されたんですけれども、しかし、現実

にはいま言ったように基準がきまってくると、そのために補助対象率が下げられるというようなところが出てきておるといふような状態になっておるわけです。

そこで、大臣にこれは最後にお聞きしたいんですけれども、補助率なり補助対象率の拡大の問題。それから、下水道の予算をもっとふやすという問題について所信をお聞きしたいと思っております。

きよらの審議は下水道セクターの問題の審議で

すけれども、私どももセンターを設置することにはちつとも反対じゃないんですけれども、しかし、やはりセンターを設置するにしても、下水道予算をもっとふやして、もっとたくさん、早く下水道をつくらなければいまの環境汚染を防いでいくということに間に合わなくなるのじゃないかと、そういう立場で下水道の予算の問題をお聞きしたんですけれども、大臣のそれについての所信をお聞

きして、私のこの質問は終わりたいと思います。
○國務大臣(西村英一君) 下水事業がもういわゆる生活環境の改善のものになっておりますので、政府も力を入れておりますが、力を入れたといつてもごく最近からでございます。さかのぼりますと、私は前の建設大臣のときに初めて、第二次の五カ年計画で相当にがんばったんですけれども、五カ年計画で九千三百億、これは絶対だめだといったんだけれども、政府全体のことであらうふうにききました。ようやく世論が、また皆さま方のお力によりまして、実は九千三百億円の第二次計画の二倍以上のこんな第三次五カ年計画のような膨大な五カ年計画ははかにありません。それは全くこの国民の声、世論でこうなつたんでございます。しかし、これによりまして、十分今後やれるかという、五カ年でようやくいせんも申しましたように、まだまだ低いレベルにしかならない。非常にこれは歴史がございまして、いままではどちらかというと、下水道はまああまりとんちやうくは非常になかったんで、われわれのほうでも、建設省でもとんちやうくはなかったし——とんちやうくは全然なかったわけじゃありませんけれども、大蔵省もそうでございましたけれども。
そこで、その補助率、補助対象はまた都市によつて違う。同じ下水でも、ものによつても違う、所によつても違うと、種々雑多でございまして。これは非常に長い歴史があるようでございまして、一がいにはこれは直すわけにいきませんから、一がいにはこれは直すわけにいきませんけれども、いまあなたが指摘されましたように、何と申しますか、その地区によりまして全部補助率は違う。私は、それは大蔵省とどういふ話をしておるのかわりませんけれども、管渠の大きさでもって補助率が違ふと、こういうようなこと、どうもよくわからないんです、私自身が。しかし私は整理してみたいと、かように思っております。整理する方法はあると思ひます。下水道は始末をする処理場とポンプ場と管渠です。管渠はその大きさ、長さを相手にするんではなしに、管渠はおの

おの任務があると思うのです。毛細管から枝線から目になるところ、ですから、そういうところは都市のいかんを問はず、もう少し統一的にやらないと、事務的にいうと、現場はもつと繁雑にわれわれが繁雑なのみならず、現場はもつと繁雑であらうと思う。施行するほうはもつと繁雑になります。パイプの大きさといつても何種類あるかわかりません。二メートルから小さいのは二ミリメートル、二千三百ミリメートル、二千四百ミリメートル、もうたくさんあるんですよ。そこで将来人口もふえることでございまして、やっぱある程度の見越しをして今後統一的にやらないと、ことごとくこれは施行に能率が悪い、製作に能率が悪いということになりますから、この点につきましては、いまようやくその緒についたばかりでございまして、私は十分今後このやり方につきましても考えたい、かように思う次第でございます。
もう一つ、予算が少ないじゃないか、そんなことじゃどうにもならぬじゃないか、五カ年計画を改定してもやれというのを申しますが、これは一応五カ年計画としてきめたのでございまして、から、きめたばかりですから、あまり改定をする気持ちはありませんが、改定しなくても、繰り上げ施行ができるわけです。したがって、やろうという気があれば、現在の五カ年計画は五カ年計画として、繰り上げ施行したらいいんです。私も役人でございまして、昔の五カ年計画即ち継続工事というのは、初めの率が大きかったんです。初めはその三〇%くらいいて、そうしてだんだんしまいのほうで、それは初めに効果を、公共事業のために初めに投資したほうが得だという考え方、それからだんだんしまいにいくほど少なくなつた。いまの五カ年計画のやり方は、初めは非常に少ないんです。そしてじわじわやる。それから最後になればそれは持ちこたえられぬ、それで五カ年たずに三カ年で改定と、いろいろ順送りであること重なるんでございまして。政府はもう発想の転換と申しておりますから、これ

はひとつこういうことにつきましても十分これは新全線の関係もありますが、そのうちでも下水道等は最も建設省としては強力にひとつ主張しなければならぬものと、まあかように考えております。いろいろなむずかしい、いろいろこまかい点もありまして、私は建設省として最も大きい、国の仕事としては最も大きいのは生活環境の仕事、かように思つておる次第でございますから、どうぞ御協力をお願い申し上げます。
○田中一君 私、いままで四氏が質問されたものの以外の点についてたゞしておきたいと思うのであります。
最初に伺いたいのは、下水道利用者の地元負担金であります。地元負担金と申しますか、結局、利用者の負担金、これが一応きめられておりますけれども、各市町村等におきましては、その公共団体の財政力によつていろいろな形で負担に差異があるということがいままで指摘されております。そこで、原則的なものは示しておられるようでありますけれども、その点はどういう形で、それが実施されておるか、現状について御報告をお願いしたいと思います。
○政府委員(吉兼三郎君) ただいまのお尋ねの件は、受益者負担金のことだと思ひますが、もう先生御存じのとおり、受益者負担金につきましては、私どものほうで標準条例というものを設定いたしました。それで今日まで指導してまいっておりますが、その標準条例の考え方は受益者の測定と申しますか、受益者負担として関係の権利者に負担をしていただく総額を、この標準条例では総事業費の五分の一から三分の一というふうなものを一応きめております。ただし、これはその地区全体の総事業費でございまして、その中で道路とか公園といったようないわゆる公共用地が、こういうものは減免の措置というものが当然なされることとなりますので、実額といひますか、一般の宅地として受益者負担金を納めますところの総額は大体総事業費の一割から一割五分というふうな範囲におさまっているところが多いというふうに承知

をいたしております。具体的に負担金の実額はどうかということでございますが、これは平米当たり百円から二百五十円程度の負担金ということになつておるようでございまして、しかも、これは徴収方法は三年から五年に分割いたしまして納めてもらうというふうな扱いにしております都市が大部分かと思ひます。基本的な私どもの指導の考え方はそういうことです。
○田中一君 これは自然と申しますか、人為的に農地がどんどん蚕食されて市街地を形成する。かつて地元負担金の率等を完成した区域までさかのぼつて新しく負担させるといふ傾向が各中小都市に多いわけです。おれの前にはもう下水道がきているんだといふにかかわらず、下流の下水道の施設をつくるその場合にも負担をさせるというやうなことが新都市に行なわれておりますけれども、それらは何か明確な基準で示して同じような公平な率を課しているのか。いま言つたとおり、相当な幅があつて、その幅を公共団体そのものが自分のところの事業費並びに補助金等から勘案して負担金を課しておるのか。その点は非常に格差があるように承知しておりますけれども、その点はいま言うやうなあいまいな、この幅からこの幅までいいんだというやうなことは、今日のように消費者が相当大きな声でものを言う段階になりますと、問題が各地方で起きております。この点は実情はどうなつておるか。実態論として現在あるところの、いま推進させようとするところの下水道の普及という面から見てどの程度になつておりますか。
○政府委員(吉兼三郎君) お尋ねの点は、ある都市におきましてすでに下水道がもう完成している区域と、それから新しく新市街地で下水道をこれからやっていくというやうな場合に、すでに完成しております区域のところにも、下水道がもう整備されている区域にも、新しく整備する下水道投資の一部を受益者負担金として負担をかけているという例があるんじゃないかということかと思ひますけれども、先ほど申し上げました標準条例に

は、そういう場合の扱いについては取り上げてないようでございますが、私どもの指導としましては、やはり住民の負担の公平をはかるというふうな見地からいたしまして、何も下水道がもうすでに完備しているところの住民に対してそれを遡及して負担金を取るということではなくて、これから新しく下水道を整備して、そういう新市街地にこれこれの下水道投資をする、それについていゆる受益者負担金のものについて負担の公平という点から、ひとつみんなでこれを持ち合つてもらう、新しく下水道が入るところの人だけでなく、すでに下水道を享受している住民も含んで一緒に負担をしてもらうというふうな考え方、完成したところの地域の住民に対して負担をかけているという都市があるようでございますし、これは当該市町村の考え方、市長さんの考え方とか、そういうふうなもので、最終的にはきめられることではございますが、負担公平の原則のいじやないかというふうに私も理解を、そういうふうな指導をしてまいっているような状況でございます。

○田中一君 市町村の長は選挙によって出ているわけでありまして、だからなるべく負担は直接の利害関係者、利用者にかけたほうが得である、損得の問題を言うとおかしいけれども、選挙の場合に、そうしたいと思つても、建設省のほうでそうじゃないのだ、それはもうかつてできておるところのものに、その区域を全市とは言いません、その区域全体に負担させたほうがいいのだというふうな指導をしておるのですから、ケース・バイ・ケース、いろいろな地域における実情から、おまえのところはこうしたいほうがいい、おまえのほうはこうしたい、こういうふうな指導をしていくのですね、えてして建設省の指導によって、それを市会で強行しようとする傾向がある。したがって地域住民の意思をくみ取って、建設省は一つの仮定した方法を、おまえのところにはこの方針でやれ、こういうような指示をする、そういう

と、それは議会に広域の負担をかけるというふうな方法を市議会に上程するということがトランプルのもとになっている。これはそういう例はたくさんあります。したがって、実情から見ても、当然これは負担すべきではないかという判断はどういうところからきているのかというのを伺いたいのです。そうかと思つて、いやこれはその地域住民だけに負担させたほうがいいのだというふうな指導をしている場合もある。私が常に言っているのは、政令等によって非常に地方の都市でも最近では下水道があるところとないところはいへんな違いです。ことに新興都市、市民の知らないうちに自分の市が膨張している、そして区画整理もしないところと、どこにどんな住宅が建てられる。また、宅地が開発されるという場合に上流のものにも同じような負担をさせるということ、これは非常に市全体として、市全体の公平という面は、一面いかにもしらんけれども、市理事者の提案というもので、ものごとがきまつておりますから、その場合に、こういう場合にはどうするかという指導をするか、こういう場合でござつておるのだと思つて、ケース・バイ・ケースでござつておるのだと思つて、ケース・バイ・

本省の指導によってそのような判断を市長が、事業の主権者がして、それを提案するという形がある。こういう問題はやはり大きなトランプルを生むだけでありまして、完全に自主的に、市の自主性によって市議会がきめるというものならいざしらず、これを市長は聞かなければ補助金等が軽減されるのじやなからうかという判断から強行するのじやないかあります。こういう点については、そういう混乱のないような形の、市民に納得させるような形の負担方法を定着させなければならぬと思つて、むろん地域差、この格差がありまして、それから親切に出向いて、そして、そこでこの場合にはこうだというふうな指導をしていくものと思つて、そういう問題が一つのトランプルになり、また、政争の具に使われるというところになると、これは地域住民にはなだ迷惑な話なんです。こういう点については何かはつきりした具体的な指導、出向いて行つてこの場合にはこうだ、だからこうしたいほうがいいんだというふうな納得をさせるような方法をとつておるかどうか、その点ももう少し詳しく話していただければいい。もし、また場合によつては一つの事例をあげて、たとえば大阪府下の例をとつても急速に市街化されてきている地域、どの辺だろうか、東大阪の地域でもいいし、どこでもいいから例をあげて説明していただきたい。

○政府委員(吉兼三郎君) 具体的な都市については東大阪と、こうおっしゃいましたけれども、ちよつと……それじゃ、後はど部長からその辺の状況の御報告をさせていただきますが、その前に、建設省の基本的な姿勢でございますが、これはもう先生御存じのとおり、旧都市計画法時代は受益者負担金関係は建設省が省令で定めておりました。ところが、新都市計画法になりましたから、すべてこれは条例でもつて受益者負担金はきめるというふうな立て方になつたわけでござつて、これはあくまでも市長が市議会等にはかりまして、そういう制度をつくつてやるかやらないか、やる場合はどうするかというところがきめられるという性質のものでござつて、ただ、私もいろいろこれにつきましては行政指導をいたしております。その際、考案方は先刻ちよつと申し上げましたように、下水道事業というのは長期にわたつて継続して実施してまいつておる事業でござつて、各都市ともでございますから、過去においてすでに整備されたところと、これから大いにやらなきゃならぬ、そういう地域住民が同じ都市の中にあります。それに、やはり負担の公平といふますか、そういう基本的な考案方がありまして、そういう観点から、すでにどうできたところの人にも御協力をいただくということがベターじゃないかというふうな、そういう考案方が根底にあるんじゃないかと思つて、私も私どもはそういうふうな負担公平論からいまして、この受益者負担金をこれから整備するところに限らず住民全体の下水道の受益を受

けるところの区域の権利者から持つてもらうというふうにしたほうが、この負担金制度の趣旨にも沿うじやないかというふうな考案方に尽きると思つて、しかし、これは何も強制をする性質のものではさらさらございせんし、相談を受けました際に、私も私はそういう考案方でアドバイスを上上げておるという事柄でござつて、具体的な東大阪市の例につきまして、下水道部長からお答えいたします。

○説明員(久保起君) 受益者負担金に対する具体的な指導をどうしておるか、現地に伺つてやっていると、こういうことに対してお答えいたします。

下水道受益者負担金は一般的には、先ほど局長から御説明がございましたように、標準条例を示して、それに基づいていろいろ地元で御検討いただくわけでござつて、標準条例だけではなかなかわかりにくい、こういう場合がきつて多うござつて、したがつて、私も地元からの要請に応じまして、地元に出向しまして、たとえば受益者負担金特別委員会であるとか、あるいは担当の下水道建設委員会であるとか、あるいは委員会の諸先生方と十分標準条例の不明確な点あるいは各市民の方々の疑問と思つた点についてお答えをしております。現にたとえば大阪府近郊の、先生が御指摘の、急速に市街化している地域の、一つ例として門真市というのがござつて、その特別委員会の先生方と意見を交換をいたしております。この近くでは、たとえば東京都下の武蔵野市が数年前にこの制度を取りましたけれども、その場合にも武蔵野市の市議会まで出向いて参りまして、そこで御説明を繰り返して、あるいは御質問に答えるとか、意見の交換をいたしておりますが、基本的にはこの制度はやはり住民の方々の負担の公平ということが原則でござつて、その公平の原則に沿つたことを中心に私どももアドバイスをいたしますし、最終的には市議

会の議を経て条例化されるということでございます。この件につきましては、一般の土地の所有者の方々にだけ負担をさしていただくのではなく、下水道の区域の中に国有地があれば、国でもその負担金を予算化をして支払うことにしております。その中に県有地あるいは市有地のようなど、たとえば市立病院であるとか、県立病院であるとか、そういうような病院が下水道の整備される区域の中にあれば、この区域、その当該土地の所有者である県あるいは市、これらも予算化をすることにいたしておりますので、いろいろお話を申し上げている間に大体御理解がいただけて、最終的な成案を得るといふような事例が非常に多いということでございます。

○田中一君 下水道に流れ込む自家用の排水と雨水との比率はどんなふうな、地域差がこれはいろいろあると思うのですが、その場合には自分の家から出る排水と、それから雨水ですね、こういうものの比率はどんなふうな考えておりますか。そういう面から負担というものが考えられておるのかどうか。何といたしても、たとえば少数の家族のものが広いうちに住んでいけば、これは流すものは少ないわけですが、むろん面積といつても、それは流れるのは小さなうちは雨水が流れる。道路の上でも広い道路だと必ず水は、コンクリートの道路ですと、雨が必ず下水に流れます。その負担の率というものは、範囲というものは幅があるけれども、それを、どういふものを基準にして、君の地区ではこうだとかいうように算定するのか、これは非常にケース・バイ・ケースで問題があると思います。むろんいままでは所有する土地の面積、それから利用者によれば、住んでいる家の面積が基準になると思うけれども、その点は公平公平といつて、公平であるはずのものが不公平になる。また、相当年間の雨量が多いところは雨水のためにあるのじゃなからうかというような懸念もある。こういう点はもっと科学的な分析といふか、比率を求めておるのかどうか、これは久保君に伺います。

○説明員(久保君) 一般的に下水道計画全般、これは平均でございますから、場合によっては若干ずつ食い違う場合もございますけれども、下水道全体の施設のうち雨水を処理するに必要な部分は約七〇％でございます。残り三〇％ぐらいが汚水を集め、かつ処理をする経費でございます。場所、地形によって若干相違がございますが、平均的にはそのようでございます。

それからなお、受益者負担金が総事業費の三分の一ないし五分の一ということをお先ほど都市局長から説明をいたしましたわけでございますが、これは雨水、汚水を含めまして総体の下水道事業費の三分の一ないし五分の一ということできめておるわけでございますが、そういったしますと、下水の総排除面積について単位当たりの平米当たり大体百円から二百五十円ぐらいになるのが実態でございます。そのような平米当たり百円ないし二百五十円というものが、いろいろ議論をされているうちに下水道の受益というものは大体平米当たり百円から二百五十円ぐらいの範囲ではなからうか、そういうことが関係者みな合意に達して条例がきまるといふような結果が非常に多うございます。それから、それから逆に下水道施設の受益というものは大体その範囲じゃなからうかということを経験的に、あるいは過去からの積み上げによって測定をした。そうしてその数字を用いているというのが実態でございます。

○田中一君 そうして求められた数字というものが市長の、事業主体の意思によって提案される。そうして市議会の決定を見るということなんです。ね、門真の例を出しておりますけれども、門真などはそれぞれそれに対する負担の、完成区域と未完成区域の負担の問題を公平という名において、完成区域にもそれを賦課させようという考えに立って、たいへん長い間それに対する問題で市議会が紛糾した例を、これは久保君御承知のとおりです。そうすると、その地域ではなかなかそれが推進されないわけなんです。ただ、その場合に一つの推計の

合、これがひとつ動かないものであることを望みたいわけなんです。これはむろん地域における差異はございます。門真は二百五十円、ところがこれは傾斜地が相当あって、こういうものだからもつとその負担が軽くいいいんではないかというように点で安いいところもあるわけなんです。それがさっき言ったような幅で、それを示していると思っておりますけれども、そういう点が、全体の監督をするのは本県の建設省のほうでありますから、これについては最初に、それに対する国全体の推計からくるところの累積というものがなくて、ケース・バイ・ケースで一つの標準をきめるというふうな方法を、不動産のものを示すということが先行したほうが問題が少ないわけなんです。したがって、今後ともそういう方向でいっていただきたいのが一つであります。

それからもう一つは、下水道といつても都市下水道、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道等があります。この特定公共下水道、これはまあ公害国会でこれが生まれて、初めて個人の工場等の排水を処理する法定されない下水道ということだと思ひますが、違つたら教えてください。それでこれに対してどのくらいの財政補助をしているのか。またこれはその掃き出すところの汚水の水質によって違ってくるのか。あるいは発生源であるところの工場その他がどのような形でこれを負担しているのか。またどのような率で負担しているのか。その点も説明してほしいと思ひます。

○政府委員(吉澤三郎君) まず不動の基準を示したほうがかえって混乱を起こさなくていいんじゃないかという御意見でございますが、これはなかなか下水道を実施しております都市によりましていろいろ事情もございまして、はたしてそのほうがいいか悪いのか、これはもう少し議論をさせていただきます。簡単に私は結論が出ない問題ではないかと思ひます。十分これはこれから検討させていただきます。思ひます。

それから特定公共下水道でございますが、これは新しい下水道法で新しくそういう名前をつけられ

れたわけでございますが、これは主として工場排水を処理するためにそういう工場が主体になります。事業は公共団体がやるわけでございますが、行なわれますところの下水道を特定公共下水道と言っておりますが、これにつきましては財政負担の考え方でございますが、現在の新しい制度におきましては、全体の事業のうち三分の一を企業者が負担をする。つまりインシアルコスト、建設費の三分の一を企業が負担いたします。残りまして三分の二につきましては国が三分の一の補助をいたします。ですから国の補助は三分の二になるわけでございます。残りの分は公共団体が負担をする。この場合におきましては、県が事業主体であります場合は、県と地元の市町村がそれを折半するとか、何とかというふうな例が多いようであります。

そこであと水質の問題でございますが、いま申し上げましたのは、インシアルな建設費をいう割合でもって負担してもらおうという考え方でございますが、あとの維持管理等につきましては、水質との関係で相当管理費がかかるということが当然予想されますので、これは使用料という面におきまして、従前の単に水量の量だけの使用料でなくて、水質を加味したような使用料を取るべきであるというふうな考え方から、先般の下水道法の一部改正におきましてもそういう手当てをしてあるわけでありまして、したがって、今後この特定公共下水道につきましては、そういう水質使用料を加味したような使用料の制度がだんだん定着してくるというふうなことになるかと思ひます。そういうふうな指導を私もこれからやっていきたいと思ひますが、これは非常に新しい問題でございますが、今後十分私も勉強いたしまして適切なそういう水質使用料が取れるような指導を徹底してまいりたいと思ひます。

○田中一君 農地の転用によって相当大きく農地がつぶされております。そうすると大体都市周辺の農地、市街化されてしまったところの地域の農

地、これに必ずといって農業用水があるわけですが。この農業用水、これはもはやその地域が市街化されてまいりますと、これは都市下水道と同じような役割りしか持つておられないわけです。むしろそこにそれこそ無秩序に、かつて気ままにそこを捨てて、それから汚水はどんどんかかって流し込むという現状。これは少なくとも、その用水路に対して都市下水道という指定ができれば、これは管理者がそれに対してごみの投げ込みとか何とかというものは規制できますけれども、所有者が農民だ、農民がかつて開き出した用水路であつて、というふうなものが残っているものが相当あるかと思うのです。今度の都市計画法によつて市街化区域、調整区域と分かれたが、市街化区域の中でこれがどのくらい残存しているか。いわゆる農業用水が農業用水としての機能を失つて、無主物的なものになつてしまつて、場合によつて、利水組合などは解散してしまつて、だれのものかわからぬ。ただそこに掘り割り、用水路が残存している。だれも維持管理しないのだというふうなものが相当あるかと思うのです。これを久保君のほうで調べてどのくらいあるか。それはこの場合には、これはどうしてその用地は民有地でありますから買ひ上げるなり、あるいは寄付させるなりして、完全に都市下水道として接続して、地方公共団体の、区なり、市なり市がこれを下水道として管理をするというふうな方向をとらないと、それを埋没してしまつていふようなことにならうかと思うのです。したがつて、こういうものがどのくらい、今度の都市計画法によるところの市街化区域に残存しているか、そして、それに対する手当てがどのように行なわれているかという点を伺いたいと思います。

○政府委員(吉兼三郎君) 残存いたしておりますところの農業用水路がどのくらいあるかというお尋ねにつきましては、ちよつと現在手元に数字的なものを持ち合わせておりませんので、これは

すぐ調べがつきますかどうか検討させていただきますと思いますが、市街化区域設定の作業等におきまして、まあ先般第一次の分について鋭意引ききをやつてまいつたわけでございますが、この市街化区域の面積が百八十八万、約二百二十万ヘクタールでございます。で、この百八十八万ヘクタールのうち、土地利用の現状からいいますと、農地が三十万ヘクタールというふうな数字が出ております。で、この三十万ヘクタールの農地につきましては、当然そういうかんがひ排水関係の排水施設水路があるというふうな考えられると思ひます。で、これらの扱いにつきましては、先刻先生も御存じのとおり、市街化といひますのは、そう一べんにできるわけではございません。十年とか十五年かかつて、まあ逐次市街化が行なわれていくわけでございます。その間、当然農業といひますのが継続されるというふうになりまして、片や市街化のためのいろいろな都市投資、なかつて下水道とか、そういうふうな整備をやってまいらなければいけません。片やその間に当該地域において営まれるということが当然予想されるのでありまして、その間に農業用水路と都市排水との調整をどうするか、非常にこれはむずかしい問題が実はあるわけでございます。で、手当てをどうするかというところでございますが、手当てをどうするかというところでございますが、結局まづ基本的には市街化区域を設定されますと、総合的な当該区域内の総合排水計画というものを立てなさいというふうな都市計画法ではなつております。その総合排水計画に基づきまして、これはむしろ都市河川——河川にも関係いたします。都市河川並びに下水道の整備というのものもやつてまいらなければならないが、その際に、農業用水排水施設の関係もそこにおいて考へていかなければならぬという基本的な考へ方になるわけでございます。具体的話としましては、これはケース・バイ・ケースでございますが、完全に農業用水排水としての機能を喪失したような、そういう水路がございますなら、これはまあものによりまし

ては都市下水道として取り込み、あるいは公共下水道の雨水関係の排水施設としてそれを取り込むとかいふようなことにならうかと思ひますが、ものによりましては、経過的には、下水の関係の雨水渠と、それから農業の排水施設、これを兼用させる、そういうふうなものも相当あるかと思ひます。その際におきましては、当該水路の断面等が現状でいかにどうか、これを少し改築をしなければならぬとかいふふうな場合におきましては、下水道の管理者と土地改良区等のそういう排水施設の管理者とがその維持管理につきまして協議をしないといふふうな規定があるわけでございます。これは土地改良法の関係のほうにおきましても今国会におきまして一部改正の法案が提出されておりますが、その中におきましても、土地改良区のほうからそういう費用負担等につきましていろいろな要請ができるというふうな規定が設けられております。それから下水道のほうにおきましても、下水道法の二十七条の二項におきまして、都市下水道に指定いたします際におきましては十分協議をしないといふふうな規定がございまして、両者間におきましてそういうふうな話し合いをしながら、その時点におきましての当該水路の管理といふものをどうしたらいいかということをお考へるというふうなことでございます。

○田中一君 これは市街化されることのほうが早いのです。話し合ひをしなさいといふところ、農業用水を使つておつたところが、もう全部農業用水の必要がなくなつた場合にはこれを放置するのです。しかし、自分の所有権は持つていた。したがつて、これをどうするかという点の、これは市街化され、住宅が乱立しているという場合に、どちらがそれを協議の場合に申し出るかといふことになるのです。これを再利用しようという側が一つの意思決定をして申し込まなければ協議なんかしません。だから、そのきれいだつた用水路が、農業用水路が、もうどうにもならないものになつてから初めて何とかしなければならぬといふことになる。下水道行政をもつては建設省

としても、その点は先行するように各地方公共団体に指導しなければならぬ。これがその付近のそれを利用しているところの農地、いま變じて宅地になつていくところが民有地の場合には、そんなもの全然相談なんかしないわけです。また市町村におきましても、それに対して働きかけをしないのです。うっちゃつておけばいいのです、いい下水道があるというところで、そこに、道路を横切つてかつて土管を入れて流し込んでいたのが現状なわけです。農業用水の用途を失つた農民は、利水組合などは放棄しております。見ないのです。また自分でも、その流域に住宅を持つておれば、そこに排水路として土管を、これも道路を横切つて土管を埋没して流し込んでいたのが、もういわゆる昔のことばで言うところ、新開地の実情であります。だから、行政指導としてはそれが先行しなければならぬ。民有地、ことにそれも大資本を持つところの不動産屋などがどんどんそこを宅地化して、そこに家を建てて分譲する。いわゆる下水道の負担金などというものはゼロです。あるものにどんどん流し込んでいく。これではほんとうの——下水道に二兆六千億をかけて五十年間で相当な実施をしようといふこの段階で、それに対するところの逆なコースが出てくる。それは既成事実が生まれる。したがつてこの点は、そういう調査項目を持つておらないのかどうか知らぬけれども、金は幾らでも出ると思ふのです。予備費もあるのだから。下水道五十年計画がこうしてできて、そしてまたそれに対するところの工学、理学的な下水道センターもできるから、そういう実態の調査といふものは先行しなければならぬと思ふのです。これはあまり長いくだした答弁を聞く時間になつてしまつたからやめますが、そういう方向でいつていただきたいと思います。これは西村さん、こういうことなんです。市街化された地域の農業用水路がそのまま放置されておる。これは下水道でも何でもなし。しかし、その周辺は開発されて、どんどん小住宅が乱立している。堤防に穴をあけて、まあ用水路に堤

防はありませんけれども、道路に穴をあけて、そしてそこに流し込んでいるのが現状なんです。これは放置したら困るわけなんです。だからそういう調査費用を要求しないとすれば、予備費からでも出して、その調査をさっそう行なうということ。道路を横切って、かつてに自分の排水の土管を埋め込むなんていうことは、これはあり得るはずがないはずなんですけれども、これは地方道であらうと、あるいはまあ県道ぐらいはあるでしょう。そういうことがないように、調査費がなければ調査費を捻出して、その仕事をやっていただきたいと思うのです。それだけ短く、やるとかやらぬとか言ってください。答弁してください。

○国務大臣(西村英一君) 都市整備というのはやはりそういうことを言うんですから、やはり実情をつかまないと机上の空論だけだしてやはいいかぬと思います。したがって、法律でも、皆さん方から市街化区域、市街化調整区域と、こうやってのですから、これは実情をつかむために、そういう調査は十分私にはやらなければならぬ、そのために金を惜しんではいかぬと思います。やり方の方法はいろいろあります。自治省との相談もありますが、これは進めたいと私は思います。

○田中一君 自治省のほうの見解はどうですか。

じゃもう一ぺん自治省にあらためて言う。

下水道の受益者負担金のこの率の定着、これを要求しておいたのです。あるワケ内で自主的に条例で決めればいいのだということだけじゃなかなか、下水道の完成区域の者にも負担をさせるというような指導を建設省はしております。そうするとそこに、その地域においてはいろんな問題が起きるわけなんです。事業執行者は、市の場合には市長でありますから、市がそれを議会に提出する。そうすると、かつて完成している下水道を持つておる地域の諸君は、これは不当ではないかという問題が起きる。だからいま久保君のほうからは、そうした一つの類型したもので指導しているのだ。そして完成した区域にも公平にそれを

分担させるのだということを言っておりますが、自治省としては、地方財政の面からいって、それが妥当かと思うか、あるいはまた都市局のほうの方針にのっとって手当てをいたしますということになるのか、その点が一つと、もう一つは、地域に農業用水路が相当かつてあったわけなんです。市街化区域になったために農耕ができない、それはだれかに売ってしまふ、あるいは自分でもってそこに宅地化して小住宅を建てる、それで売る。そうすると、いままでの用水路というものは、利用することがないのなら、だれも、利水組合等でもこれは管理をしません。そうすると、きれいな用水路が、いまはもうちりやあくたでもって埋められてきたり、あるいは自分のところの汚水を道路をはさんで、まあ堤防といつてもいいです、堤防に横穴をあけて、それに流し込んでいる現状がなくなるとあるわけなんです。こういうことは、何年か知らなかったでもって過すと、いつの間にかそれが問題を起すことになる。まあ川幅によっても違いますが、源流を持つて河川と同じような形の用水路が崩壊する場合もあります。これらのものをいまも話をしているように、都市下水道に話し合ひて編入するが、あるいは、都市下水道にするかという点の発想は、発想、発議は、その地域の下水道管理者がこれに対する態度をきめなければならぬと思うのです。したがって、その場合に自治省としては、それに対する指導をどうするか、また、そういう話し合ひを水路を持つている権利者に持ち込んだ場合に、市町村のほうから発議をしなければならぬのじゃないかと思うのです。その二つの問題に対する自治省の態度を伺います。

○説明員(石原信雄君) 初めのお尋ねの受益者負担金の問題につきましては、地方交付税の算定及び地方債の許可の基礎となります事業費の積算におきましては、建設省とも十分連絡をとりまして、当該事業について、一般的に要請される受益者負担金相当額を控除した残りについて所要の財源措置をするという方法をとっております。い

わば財源面では、建設省のほうで指導しておりますが、まず線で所要の措置を講じておるわけでござい

す。

それから第二点の、農業用水路が事実上放置されておるといふ問題につきましては、その水路が当然、河川法の規定による河川として位置づけられますれば、河川費の対象になるわけですが、それに至らない状態のものにつきましては、現在は普通河川として、事実上市町村が責任を持つて必要な措置を講じておるわけであります。これらにつきましては、一般的に市街地の面積を基準にとりまして、その中に含まれる普通河川の管理費、経費を全国的な傾向をもとにして財源手当てをしておるわけでありますけれども、地域によっては、もちろん、それでは足りないケースが起こつてまいります。そこで、特に大きな事業費になるような場合には、一般単独起債の対象として取り上げるといふケースもあるわけであります。いずれにいたしまして、各地域の実情に応じて、各自治体が所要の措置を講ずるよう指導しておるわけでありまして、財源面におきましても、ただいま申し上げましたような措置を講じておるわけでございます。

○田中一君 下水道センターにどういふ科目というか研究、下水道に対する、技術の開発を含む工学的なものか理学的なものか、二色しかないと思うのです。その場合に、私はかつて下水道という学問が、理論がどのような形でもって日本の各大学教育課程に含まれておったかということを調べたところがあるのです。ことにわれわれがいつも利用しているところの国会図書館で保有するところの書物というものを全部調べた。洗い出した。そういう先進国等のものもございまして、また、日本でいままでも下水道というものの、下水道施設というもののに対する教育過程というものはどうなつたか調べた。そこで日本で、私は久保君あたりは、下水道部長は、もうおられていないというように、ばくは認めているわけなんです。君は一日も早く下水道部長なんかやめて、そしてどこかこれは適当な

大学に行つて、そこで下水道センターなんというものじゃなくて、基礎的な将来への下水道そのものの、汚水処理の問題等について研究したほうがいいと思ふんです。もったいないです。こんなところに出て、下水道部長として、われわれから、何だかんだと引張り出されるよりも、そういうところの一つの立場を与えて勉強してほしいと思ふんです。

そこで、いままではいろいろな文献等を調べてみても、まだ、今回二兆六千億の五カ年計画を計画してもこれは足りません。そうしてまた、この中においてどういう形のセンターにおいてどういう形の研究なり、あるいは実験なり、あるいは新しい日本の今日の現況、河川あるいは海面の汚濁等に対処するか、ただ単につけ焼き刀の下水道という、地下を掘って管を埋めてその道をつくるんだと、あとは汚水の処理だけをどこかでためてやるんだというところだけでは済まないと思ふんです。これは西村さん、あなた早く東京大学でもいいし、あるいは十分に研究できる大学があれば私立大学でもいいんです。どこかに久保君を優遇して、そういう地位を与えることが私は必要だと思ふんです。これはまあひとつ私は進言しておきます。

そこで、河川局長にいまの前提として聞くわけですが、河川法では河川に対する工作物は認めません。日本は幸いなことに中高の立地条件であつて、水は自然流下という形でもって排水される可能性が強い地域であります。だからただ単に河川という定義を、この中に、いまの河川法にあるところのいろいろな制約というものを、これを越えて——建設大臣よく聞いてください。

○国務大臣(西村英一君) よく聞いております。

○田中一君 下水道を併設するというような考え方はどうであらうかと思ふんです。私は、数年前から広域下水道ということを主張している。場合によれば、社会党の主張が——五都市あるから調布、三鷹、その他の市町村を全部集めて広域下水道をやるうじゃないかというように言うことを

たことを久保君も覚えておると思うんです。それは、まあ流域下水道という方法で今日それは事業としては定着されている。これは非常に喜ばしいことであります。しかし、これをもう一歩進んで、たとえば荒川、隅田川であります。この上流を見て、その流域は各都道府県にあそこまたがっております。一行政都道府県じゃございませぬ。利根川においてもしかりであります。だから流れるところは海に流れるんです。河川敷を下水の自然流下ということを考えながら、これはもう現在ではそれにたれ流しをしておるのが現状なんです。下水道施設によって一カ所に下流の東京湾なら東京湾のある一カ所にそれに集水する、そこに新しく大規模な終末処理をつける、こうして還元の水はまた生かすなり、あるいは放水するものはそのまま流していくというふうな、いわゆる広域——今度は大いなる流域だ、超流域の下水道というものを考えないか、——これはむしろ河川法を守っておる人たちはとんでもないということがあると思うけれども、もうその段階にきているんだなかなうかと思うんです。私は、三年後は二兆六千億のこの下水道の五カ年計画というものは改定される、改定されて、ただ全体のさきやかなりとも下水道が敷設されたということじゃいけないんです。環境庁も来ていると思いますが、何といたしてもこの水の汚濁というところが主眼となって化学処理をするということになります。かつて気ままに利根川なりあるいはたぐさんごいます河川の流域の地域の工場等から廃水なるべくわからないようにして流し込むという行為がなくなってくるわけなんです。何も道のまん中を、国道のまん中をまた穴掘ってそこに大下水道をつくるなんというところは——パリにはりっぱなものでございまして。日本にはもう不可能です。そうすると、幸いなことには大河川がある。これらを利用する方法はどうであらうかという発想を申し上げるわけなんです。しかし、これはただ単に事業の単位が市町村になっておる、それが流域下水道の場合には都道府県知事になる。

これはあげて直接環境保全という大眼目ととも国がその役目を果たすという、これに事業主体として参加するというような段階がきているのではないかと承知しております。これは西村建設大臣、こういう構想に対してあなたはどうお考えになるか。そうしてまた私は、これは断言しますが、必ずやいまのままで二兆六千億程度の下水道の予算ではできません。かつて私言ったこともあるんですが、丸ビルくらいは建物も海底に築造するんです。こんなことは不可能じゃありません。そこで、たとえば一秒五十トンでもあるいは二百トンでも水をこれに流し込んで下までくううちにすかききれいな水になっちゃう、こういうような施設を考えたらどうであらうか、私はこんな——これ沖積地域でありますから、これは仕事は容易だと思ふんです。そのくらの技術は日本でも持っていると思うんです。ジュネーブのモンブラン橋のすぐわきに地下三階の地下駐車場を湖底につくっております。これはせんだつて見てまいりたければ、湖底につくっております。御承知のように、ジュネーブにはもうあき地が全然ございませぬ。あの風光明媚なレマン湖はそのまま残して、そのかわり水面下につくっております。なるほどこういう考え方があるんだなと思つて感心してまいったのです。だから隅田川流域でも、あるいは各河川の流域に、流域というよりも河口にそれらのものを築造して河川を通じて流し込む、河川でも決して現在のたれ流しじゃございませぬ。そこに大きな口径一メートルでも二メートルでもいいから、これに流し込んでそして処理をするというふうな考え方がいつたほうが早いんじゃないか。そうして神田川にしても、その他小さな中小河川がたぐさんごいます。これらももう今日河川としての効果はなくなっております。ここにこれを暗渠として大下水道にかかわらせながら町の中には緑をたくさん植える、その周辺にはたくさん木を植えるなんて構想はどうでありますか。これひとつ西村建設大臣、私の提案考えてみてください。

○國務大臣(西村英一) いろいろ御意見を拝聴しました。まず第一に久保部長を早くやめてもらい、こんなところにおらんで、もっと活用してもらつたらどうだという、これはやめられてはたいへんでございます。そう簡単にいきません。それから下水道の問題ですが、これはいよいよ緒についたばかりでございます。なかなか一足飛びにはいかぬと思ひます。いわゆる無から出発するようなものですから、しかし、これはいろいろ建設省も考えておりますが、四十五年の九月です。佐藤・ニクソン会談で日米公害協議を年一回開くというところで、いままで二回開いておつた。その日米公害協議でも取り上げる議題は何だ、これは下水道ということになった。もう少し下水の処理問題をやらなければならぬということ、今度第一回の、日本で下水道処理技術委員会がこし開かれたわけでございます。それで久保部長のような人がいなければ、こっちはどうにもならないんです。非常にむずかしい技術になつておる。向こうは環境庁の長官が、アメリカから見えて、第一回の下水道のこの技術会議を開きまして、日本政府代表としては久保さんが出たわけなんです。向こうは相当な専門家が揃つた。まああなたのいろいろ常日ごろおっしゃつておることを、よく久保部長も聞いておるんでしよう。それから出たのか、独自の見解を出したのか知りませんが、次には第二回がワシントンで開かれることになっておりますが、第二回のワシントンの会議には、日本政府が提案をいたしましたのは、総合下水道計画という計画を、これは私は全然知らないんでありますが、日本政府として久保委員長会のほうでそういう議題を出しておるんです。あなたがたおっしゃる、いわゆる大流域下水道というふうなことに似た計画であらうと、私は想像いたしておるのでございます。したがって、まあ一歩一歩前進はしなければならぬが、やがてあなたの御意見のようなことにまで発展しなければならぬというふうなところまで進んでおるわけでございます。私もそういう案につきましては、今後ひとつ関心を持ちたいということでございます。

○田中一君 河川局長お願いいたします。いまして、久保さんだけはひとつ追い出さないようにお願いを申し上げたいのでございます。御意見には賛成でございます。

○政府委員(川崎精一君) 河川の管理の考え方でございますが、先ほど大いに下水道に河川敷その他を使わしたところだということ御意見だと思ひます。御承知のように、非常に日本の河川の下流部は主として沖積層、洪積層の非常に弱点の部分を流下しておるものが多いわけでございます。したがって、いろいろ不同沈下といった現象がございまして、すぐ河川の堤防なり、高水敷、こういったところに影響が出てくるわけでございます。

それから、河川といたしましては、やはりある程度今後の地域開発による流量増、こういったものもよく考えて余裕を持っております。やはり堤防を広げるということがむずかしいれば、高水敷を切りまして低水路を広げて流下能力をふやす、こういうようなことであるべく河川の、河川敷の縦断的な占有、こういったものについては厳重にわれわれこれを取り締まつてきております。しかし、これと下水道につきましても、これはやはり河川の水質の保全と同時に、下水を川にまで運搬する機能を持っておるわけでございますので、基本的には河川と同じ機能を果たしておるものだから、どういふ場合にそういふ利用が可能になるか、これは構造上の問題、それから河川のやはり利用の状態もあらうかと思ひます。浄水場等が下にある場合とか、いろいろなケースがございまして、そういうケース・バイ・ケースで、私も今後は大いに協力する姿勢で考えていきたい。たとえば、これは関西の兵庫県と大阪府を流れております武庫川でございますが、こういったところでは、すでにそういう河川敷に治水上その他の支障がないというふうなことで、一部流域下水道を埋設しているところがございます。また一方淀川等におきまして、これはまさに京都市の

こともわかりますよ。だから、われわれは入れものをつくるのにいいとか悪いと言うんじゃない。何をここから生み出すか、何を開発するか。こういう点がなければ、私どももこの法案を審議した関係上、今度はこういう下水について技術開発をしていくんだという説得もできないわけですね。ただ単に、官僚機構一つ多くつくることに賛成してきたということだけでは、みずから対する説得力はないと思うんです。そういうことだから、何をやるのか具体的に当面何から手がけて、どういのか。これをぼくらのようなしろうとでもわかるように——にわかには反対とか賛成言っているんじゃないんです。わからないんだ、その付近。だから、その付近のことをこまかくぼくらのようなしろうとでもわかるようにお知らせ願いたいんです。

○説明員（久保起吾） 下水道事業センターが何をやるかということであらうかと思いますが、これは、ほかにも幾つも業務内容がございますけれども、いまの先生の御指摘の二点にしぼりまして言いますと、まず第一には、技術者の養成訓練ということでございますが、この技術者も土木だけではなくございまして、特に処理関係、化学、あるいは生物を使った処理をいたしますので生物、その他の、下水道からいえば、土木プラス特殊な役割りを持った技術者の養成訓練ということを考えております。

それから、技術開発とその実用化の問題でございますが、これは現在非常に要請されておりますのは、水の高度処理の問題でございます。これは環境庁のほうで環境基準というものがきまつてまいりますが、環境基準を達成するには現在の処理の程度では不十分だ、さらにもう少し水の処理をしなければならぬ、あるいは地域によってはその再利用をはかっているかなければならぬ、こういう要請がございます。したがって、そういう要請にこたえられるような技術の開発、特にこれを直接実用化していく、フルプラントの施設として実用化していく。そういうための試験、これを

考えております。そのような高度処理をすれば、逆にまたきいたものをきれいにするということでは、きいたものは今度汚泥のほうに移っていくわけでございますが、発生の汚泥量が非常にふえてくるわけでございます。処理の程度を高めれば高めるほどふえてくる。したがって、そのふえてくる汚泥をどういうふうにして最も経済的に処分をするか、こういうことが非常に重要な問題でございます。しかもその実用化、これを当面の目標にしたいというふうな考えております。

それから、さらには今度、都市の下水道の区域の中に大小幾つかの工場排水がございます。工場排水も下水道のほうに受け入れざるを得ない。こういう地理的な条件にあるところでは、一つの条件といえますが、工場内で除害施設を設けてから下水道に受け入れるということを法律上義務づけられておりますが、その除害施設は、工場の種類によりまして、その種類ごとに非常に違った処理法をとらなければならぬ場合が多々ございます。しかもなお、それが現在非常におくれておりますので、その実用化、これあたりを当面の目標にしたい、こういうふうな考えておるところであります。

○沢田政治君 どうかの質問で、国が直轄事業とか委託工事をやる、これを主たる目的にするのじゃないのだ、やはり技術者を養成して、地方公共団体等でもそういう、何というか、事業をする場合に、そういう技術者をやはり開拓していくんだ、こういうことですから、これは永久にこの機関というものが、センターというものが存続しなくともいいわけですね。たとえばヨーロッパあるいはそれ以上の技術水準を地方公共団体が持つという段階では、これは必要なくなるわけですね。その段階は、大体どれだけの技術者が地方公共団体にもできて、もう大体できるじゃないかという段階は人員的にどれだけの技術者が必要なのか、それを養成するまでの年月というものはどれだけかかるものか、一応の想定がありますか。

○説明員(久保起君) 現在下水道事業に従事して

いる職員、技術者という者は約八千七百名ほどおります。しかし、この二兆六千億を実施をしていく、年次計画に従って実施をしていくわけでございますが、この最終年度である昭和五十年、これには現在の約三倍ぐらいの技術者が必要だということが推定されております。しかし、それがかりに完全にできまして、全国の三八%ぐらいしか下水道は普及しないわけでございまして、第四次あるいは第五次と下水道整備計画を続けていかなければならないかと思っております。

そこで、現在建設省のほうで長期的な計画として一応考えておりますのは、昭和六十年程度ぐらいまでに下水道の完全整備ということとを当面の長期目標にいたしておりますので、六十年ぐらいまでの間に先生おっしゃるようなことになれば非常に幸いであるというふうな考えております。

○田中一君 とりあえず本年度は何人の研修生というか、学生を呼ぶのですか。

○説明員(久保起君) 本年度はおおむね千人ぐらい、延べ千人ぐらい。

○田中一君 この人たちは地方公共団体から出向してくるのですか、それとも休職になってこへ来て、月給はセンターからもらうのですか。

○説明員(久保起君) 失礼いたしました。養成をするのを千人というふうに考えておりました、今年度のセンターの職員数は、定員が六十名ということで発足いたします。養成するのが千人です。

○田中一君 養成するのが六十名ですか。

○説明員(久保起君) 養成するのが千人です。研修でございます。

○田中一君 その六十名の職員は、やはり地方公共団体から集めてきて携わらせるのですか。それとも、はっきりした国家公務員として採用するのですか。

○説明員(久保起君) これは、センターの職員として採用になると思うわけでございますが、そのセンターの職員としての、特に技術系統の人は、主として大都市からセンターの職員に出向するという形になろうかと思っております。

○田中一君 出向するのですか。出向すると、もとの原局——そこはどういう形で、休職になって来るのですか。

○説明員(久保起君) 休職になって、身分上は当該公共団体——国から出向した場合、身分は継続される予定になっております。

○田中一君 御承知のように、休職になって自分の、建設原局——もとのところに籍がある。そこで新しくその六十名の職員が労働組合をつくるという場合に、それは労働組合がつくれるのですか、つくれないのですか。

○説明員(久保起君) センターで労働組合がつくれるというふうな考えております。

○田中一君 そうすると、休職になって来て、いや、出向して来た職員は、全部、そこで労働組合をつくるのが可能なんだという理解でよろしいうございませう。

○説明員(久保起君) はい。

○田中一君 そこではいって言わずに、ちゃんと立ってはいと云いなき。

○説明員(久保起君) 御指摘のとおりでございます。

○田中一君 そこで、労働問題に関連して何うのですが、これは建設大臣に伺うのですが、私はいままで何年間のうち、しばしば、日曜日は現場はお休みなさいということをすすめていたのです。最近、こうして政府から週二回の休みをやるうちはないかというような提案も、ちらほら聞くようなことになっておりますが、これは原君でしたね、そういうようなことを言ったのは労働大臣でした。そこで、いま建設現場では、土曜なら、場合によつたら半ドンで帰っちゃう。日曜日はびたっと、だれも出て来ないです、監督員は。そうして、作業をする諸員は出てきています。そうして、だれも監督のいないところで仕事をしています。これは、実際にそんなことはないわけなんです。これは、実際にそんなことはないであらうというので、地建の担当者呼んで聞いてみると、みんな休んでいます。これは全建連ずいぶん強いですから、なかなかそうはいかない。

い。休みなら休むと、むしろこれには例外はあります。当然、継続してやらなければならぬ仕事があった場合には、これは出る場合もあるということとを前提としながら、日曜日の全休はその方向でいたしますというのを各大臣言っておるのですが、まだ実施されておらないのです。これは公共団体の公共事業、ことに建設省の仕事の場合、建設省の仕事に行つた場合でも、現行の監督の役にあるところの国家公務員は日曜日は来ない。当然これは来ない。むしろ祭日も来ません。そうして請け負つた請負人が仕事をやっておる。労働者も来ておるからその職員は現場に出てやばり仕事をしなければならぬ。それが、かつて、月に二日だけの日曜日はそれをやりましようというところになつていた。どうして日曜日を、現場を完全に休むような工程をつくらないかということなんです。おれたちは休んでもいいけれども、お前たちは出て来いというところじゃ、もはや今日では通らなくなつております。そこで、むしろ、落札して契約する場合には、契約約款がついて契約いたしますけれども、それに何にも書いてないわけですね。いや、日曜日は休むんだということを契約の場合に明文化しておくということがなければ、建設業者は自分の職員のほうを要求を飛ばして休むわけなんです。この点を、ひとつはつきりと、日曜日は休むんだ。むしろ建設のほうの監督官も来てはおらない。一緒に休んで休むんだという方向を明示するような契約をつくってほしいと思つております。契約約款の中に、官房長、現在、どういう形でもって契約上のその休日の問題を取り上げていくか、説明を願います。その説明を聞いて、これはもうそんなものは聞かないでも、当然日曜日は休むんだって西村さんなら言うと思うんです。何も監督員がいないところをいたつてしようがないじゃないかということになると思ふんです。だから、大津留君の話、聞かないでも、建設大臣が、びしっと明確に契約上にそれをうたう。きのう私は北海道行つてきまして、北海道では、その問題は開発庁ではそれを

は何かというが、契約もくそもありません。ただ、
大津留官房長が言っておるように、二十五日稼働
日数と言わないで、日曜日は必ず休んでほしい
ということを書けばいいんです。それはあなたの

そんな仕事はほしくないけれど、指名をもらわなければならぬ。日曜日は監督員がいないので、から作業してはならない、それは当然でございませう。こう言えは解決するんですから、その点をそ

はすたから、官房長が事務的に可能だと思ふならばそれやってもいい、可能だと思わなければ、もう一時間くらいやります。

○政府委員(大津留温君) ただいま建設大臣がお

答えいたしました線に沿ひまして指導いたします。

○田中一君 それから、最近この四月一ぱいで指名願ひというのが全部移っておりますが、どうも最近建設労働者、建設業者の中にも目ざめた労働者がふえてまいりました労働争議をやつて、いま春闘と一緒にやつてゐる。これはこの上部機関にも入つておきませんか、それぞれの立場でやつておる労働交渉なんですか。そうすると、最近建設省関係の発注官庁とあなたの方のほうの地建、それからその他の部局、契約部局、それから道路公団、住宅公団その他のそれらの関連の実施官庁、現業官庁等では労働組合が相当な労働争議をやつてゐる。あるいは労働争議は御承知のように、労働法で定められてゐる憲法上の権利でありますから、これは当然やるのであります。しかし田中建設—私のことを言つてゐるのです。田中建設の労働者、職員はどうも猛烈な労働争議で現場休んだ、あんなの今度指名はさせないという声も聞こえるのです。そういうことを言つてゐることは私の耳に入つてゐるのです。こういうことはあり得ないのです。あり得ないから、その現在のそういううわさというか、風潮が流れてゐるというところはどこに原因があるか。そうして、かつまたその発注官庁にせんでつて官房長に調べてくれといったのです。調べたらどうなつてゐるか、故意に指名からははずす、干すなんというふうなことがないような西村さんの方針だろと思うから、調査の結果どうか、集約してそういうことは絶対にさせません、そういうことはいたしません、こういう結論が出ればいいわけなんです。

○政府委員(大津留温君) 先般、田中先生からそういうお話がございましたので、地方建設局並びに建設省関係の公団につきまして末端まで調べましたところがそういうようなことは一切ございせん。また今後におきましても、そういうことは一切ないように指導いたします。

○田中一君 建設大臣それでいいですね。

○国務大臣(西村英一君) 私は、いまあなたおつ

しやつたことは初耳でございますけれども、これは成績が悪いところはみな見ておつて、それはなかなかうまくいかないようなうわさも立つてますし、それでですから、成績を見てとやかく言うのじゃないけれども、やつぱり仕事を仰せつかつた仕事を仰せつかつただけのこととはちやんとやつていく、特にこれを見にらんでというふうなことは私はしてはおらないと思ひます。あなたのお話はいま初めてですが、そういうことをやつておるとすれば注意はいたします。

○田中一君 ちょっと、御答弁長かつたから、また言わなきゃならなくなつてくる。労働争議、労働行為によるところの事業の中断というものは、一種の不可抗力という見方を裁判所もしてゐるわけなんです。じゃなきゃ、私の争議でもつて非常に大きな人間の労働力、報酬等がなくなつておるという現状ですね。そういうことを容認すべきもんじやないのです。しかし、これははっきりと認められる行為なんです。憲法に明らかに争議権というものが確立してゐるんです。だから、仕事のよしあしは関係ございせん。仕事はつぱな仕事をすることはあります。けれども、仕事の面でのために大きな仕事の支障があつた場合には、取り返すことのできない支障があつた場合には、それはその行為によつて、仕事のできばえでもつて罰金もとるでありません。あなたの契約にちゃんと出てゐます、建設の契約には、しかし、その争議があつたがゆゑに、これは違法であるというんじやない、これは合法なんです。そういう点はあまりストライキやると、すぐにとんでもないやろ、あいつは国民の敵だなんというところがぐぶつと頭に浮かぶ体質の皆さん方、これは言い過ぎかも知れませんが、そういうことであつてはならぬと思ひますから、その点ははっきりしていただきたいと思います。

それからもう一つ、これはせんでつて建設業法のこととまかい解説が出ております。地方に通告が出ております。非常に実情にそぐわない政令等の、政令で規定してゐるものがたくさんあるのです。

す。非常にむずかしい。たとえば北海道で一つの工事業者というものを、専門業者をつくる場合、北海道とあつたかいところの鹿児島とは条件が違うのです。一つのことばで説明しても、その受け取り方が違つてくるのです。やはりそこに混乱があるわけですね。だから、今度の建設業法の改正に伴う政令その他の問題については懇切丁寧な地方別な解説を添付していただきたいと思ひます。ことばだけじゃ、やり方も違ふんです。仕事のやり方も違ふ、また業種そのものも違つてくるわけですね。そういう点については、これはだれなのか—官房長にひとつ、そういう点は、私がこんなこと言つても、大臣はそういう下々のことがおわかりにならないから、官房長、それ説明して、答弁してほしいと思ひます。

○政府委員(大津留温君) 法改正に伴います新しいやり方につきましては、ブロック別に説明会を開きまして、よく業界の方々にわかりやすく徹底させるようにいたします。

○田中一君 これはこの問題と関係ないんですが、せんでつてちよつと西村建設大臣に耳打ちしておいたんです。会期の延長、あなた主張してゐるんですか。ほんとうに全部の法律案通すということならば、通すような考え方をしなきゃならないので、あなた自身の考え方をここで述べていただいて、あなた自身の考え方が、これは閣議の決定じゃございせんが、あなたが非常に佐藤さんには力持つてゐる説得者ですから、それを伺つておきます。それを伺つて私の質問終わります。

○国務大臣(西村英一君) まあわれわれは法案を相当に出しましたが、いづれも法案を提出するまでははわれわれの立場から非常に吟味して提案をいたしました次第でございます。したがつて会期中、もうあと幾ばくもございせんから、ひとつなるべく会期中に全部上げて通していただくようにこれはお願いをいたす次第でございます。会期延長問題等もまあ新聞ではあらはらわれておりますけれども、その点については私は言うべき立場で

はございせんから、会期中にひとつ全部お通ししていただくようお願いを申し上げる次第でございます。

○委員長(小林武君) 本案に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(小林武君) 午前引き続き、建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、これより質疑を行ないます。

質疑のある方は御発言願ひます。

○春日正一君 藤尾次官に質問いたしますけれども、五月十日の夕刊を見ますと、大きい見出しで、「陳情団を追返す」、こういう見出しで、「百年公害」の足尾銅毒で、群馬県太田市田島宗仁市長ら代表十人が九日、渡良瀬川公害対策の要請書を持つて関係省庁や足尾銅山の古河鉱業に陳情攻勢をかけたが、建設大臣に陳情するため、藤尾正行政務次官に会つたところ、陳情もそこそこ追返された。住民の怨念を訴えようとした田島市長はじめ市議会代表らは「いまさら足尾銅毒とはなんだ、バカヤロウとどなられた。一國の責任者のとべき態度ではない。市長・議長名で正式に抗議しよう」とカンカンだ。「云々」というような前書きで、この問題が報道されてゐるのですけれども、私はこれが事実としたら、建設行政の姿勢としては非常に遺憾なことだし、すぐにもはつきりさせて改めなければならぬ問題だというふうに思ひます。

そこで最初にこの点について、次官のほうから見た事実を、こうだという点を聞かしていただきたいのですが。

○政府委員(藤尾正行君) 実は私の非常な不徳からそのような報道がออกมา、これはいま委員長長の横に西ヶ久保先生がおられるわけでございますけれども、参議院の公害対策委員会並びに衆議院の建設委員会におきまして、即日きびしいおしかりをちようたいをいたしました。その場で申し上げたのでございすけれども、私は新聞記者を二十年やつております。ございすから、新聞とい

うものかどういふものであるかということは、私は私なりに承知をいたしておるわけでございす。御案内のとおり、その記事には、本体の記事は私には全然御案内はなかつたわけでございすけれども、おまえはそう言った事実があつたさうだがどうだというお問い合せがございまして、私はそういう事実はない、ばかりやうななどということ、いやしくも国民に対して言うわけはないじゃないかということも申し上げまして、それはそれで別個のそれに添え記事として出ております。一番最後に、一緒に来られたわけでございすから、太田市長さんのお話といたしまして、ばかやうななどということも言つていないということもその中には出ておるわけでございす。でございすから、その記事の中の真実性、こういう問題につきましましては、私はその記事が間違ひであつたというようなことは申しません。と申しますことは、私自身が二十年間新聞記者をやつておりましたから、新聞といふものは、それぞれその起つた事件、それを取材をする記者の主観、それによつて記事が書かれてまして、さらにそれが編集者の主観によりまして編集をされるわけでございす。でございすから、その事実が全然なくしてそういうものが出ていますならば、それは明らかに誤報であり、私はそれに対して取り消しを要求をし、あるいはこれに対して抗議をするという権利は持ちますけれども、そうでなくて、事実、私の部屋に太田市長をはじめ皆さま方がおいでになつたことも事実でございす。その事実の内容が渡良瀬川の鉱害に関連しておつた、これも事実でございす。私がそれに対して私なりの見解を述べて、そこに見解の相違があるから、ここは議論の場じゃございせんからお帰りを願ひたいと言つてお帰りを願つたことも事実でございす。でございすから、その記事全体が一体どこまでが真でどこまでがうそだと、こういうことになりますと、これは私は言い争ひになるだらうと思ひます。そこで、私自身が新聞記者をやつておりました経験からいって、その御批判は

編集権をいたしまして、朝日新聞社のこれは権利でございすから、それに対して抗議をする私は何もの理由はない。私は甘んじてその抗議を受けます。その御批判はちやうだいする。ただし、その中にありますことが全部が全部ほんとうだということとは私はないと思ひます。これはおそろくいままで長い間の活動を続けられてきて、春日さん御自身が御経験になられたいままでの幾多の事件が御ありになつたと思ひますけれども、そのたびごとの報道がはたしてどれだけが真で、どれだけが偽であつたかということについての御判断が御ありになつたと思ひますけれども、私は私なりにそういう判断を持っておりますけれども、しかしそれはそれといたしまして、そういう事実が筋としてあつたのでありますから、それに対してとかくのことを言うということは男らしくございせんし、私の性格にも合いませんから、一切それについては文句は言ひません。それに対する御批判は御批判としてちやうだいをして、それに對する私の見解を述べさせていただきます。まあ、こういった機会が与えられたときに、私は私なりに見解を述べますし、また今後の、私もまだ五十六でございすから、これからかなりの、生きておられさすれば政治活動を続けるつもりでございす。そういう実際の政治活動の中で、私が一体どういうことをやるかということによりまして御批判をちやうだいする以外にはないであらう、かように私は考へておるわけでございす。ただ、私は大臣にもおわびをいたしてありますし、また、委員会の先生方にもおわびをいたさなければならぬと思ひますのは、大切な法案を審議しておられますかういふ重大な時期に、そのような不意な私の発言並びに非常に粗野な私の態度、そういうものによりまして非常にいろいろな問題の提起を新たに付け加えまして、そして非常に御配慮をわすれなければならぬと思ひます。これはまことに申しわけのないこととて心からおわびを申し上げます、かように存じ上

けておるわけであります。

○春日正一君 新聞記事、それを私も見まして、これはまあ事実としたら建設行政をやつていく上でもたいへんなことだし、ただきにやならぬと思つたのですけれども、時間が延びたものですから私太田のほう照会して、当日行つたほうの側から事情もいろいろ聞いてみました。そうしますと、やはり、いま次官は私の粗野な態度と言われましてけれども、まあそういう点もあつたようでありまうけれども、一つ大事な点は、話をおしまいで聞かぬで議論にしてみました、これが一番まずかつたのじゃないかと私は思ふのです。要望書を取り寄せて読んでみますと、これは建設、農林、環境庁に提出するといふつもりでつくられたやうですけれども、これ読んでみますと、初めに「渡良瀬川流域鉱害に関する要請書」となつて、鉱害の問題がずつと書いてあります。そして群馬県が足尾銅山の鉱害だということを断定したからといふやうなことも書いてあります。しかし、その最後の具体的な四という項目になりますと、――まあ原因者であることを認定してほしいとか、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令に銅を加えて云々といふやうな建設省に關係のない問題もたくさんあるわけですが、第四項にいきました、「足尾山元の鉱害防止対策事業を積極的に推進されたい。特に渡良瀬川の水質流水基準」云々といふやうな形でやはり建設省に關係のある川の問題の陳情があるのです。そしてあそこには草木ダムといふやうなダムがあつて、それについて具体的な陳情も持つてきておつた。だから私聞いたのですよ。この鉱害の問題で何で建設省へ持つていったんだと言つて聞いてみると、やはり建設省にそういう省接關係する問題もあると、だから建設省にも持つていく、環境庁にも持つていくといふようにしたのだと言ふのです。だからそこまで話を聞いて、それでこの鉱害の責任の問題とか何とか、こういう問題は私の立場じゃ言えないのだとか、あるいはこの問題は農林省の問題だとか、そういうふうに分けて、そ

して建設次官の立場としてできるものはこれだけだとか、あるいは何もいふことかといふように、わかるように説得して帰すといふことだつたらかういふことにはならなかつたと思ふのです。ところが鉱害で、鉱毒で出たらとんに大議論になつてしまつて、お互いにエキサイトしてありますから、そのときの思ひ出しを、行つた人たちの書いたものを私もちつていきますけれども、相当なやりとりがあります。それでまあおこつてけんか別れみたいになつてしまふやうなかつたことになつていますが、これは非常にぐあいが悪い。だから、その点は単に新聞記事がどういふ問題じゃなく、実態としても非常にぐあいが悪いことがあつた。その場合やはりどつちが反省すべきかといふ問題ですね。やはり私は次官のほうが反省すべきだらうと思ふのです。私どもも議員をしておつてそれでいろいろ陳情受けたりするときに、ずいぶん気にさわることも言われますけれども、やはりこれは国民から選ばれてゐる一つのそういう立場からして、やはり十分耳を傾けて聞いて、そしてその道理を説いてわかつてもらうという努力をしなければいかぬと思つてゐるわけですが、その点で、このとば口で議論してしまつたといふことは非常にぐあいが悪いし、やはりそのために何か建設省の姿勢が疑われるといふやうなことになるわけですね。そこらの辺にやはりたゞ新聞記事があるから――しかしそれを行なう事実まあもとはあつたんだけれども、この記事どおりじゃないのだといふことでなくて、やはりその点ですね、受けとめ方、そこら辺についての反省です。そこらが非常に大事じゃないかと思ふのですけれども、その点どうですか。

○政府委員(藤尾正行君) 非常に理にかなつた春日委員のおしかりといひます。御指導と申しますが、いまちやうだいしたわけでございす。ただ、私が申し上げたいと思ひますのは、いま建設省という立場で言われたわけでございすけれども、その陳情受けましたときに、私はそこところが非常に

いかぬことかもしれないけれども、私の部屋で会ったわけでございます。しかも、その来られましたのとはお隣の中島さんの女の秘書さんが、ちょうど先生がおられないから聞いてやってくれということから来たわけですから、おそらく道路の陳情が何かだろかということ、私は気軽にそこで受けちゃったものでございますから、もしこれがテーマがこれだといって言われれば私はお断りしたろうと思ひます。ただそこで問題は、建設省として、おまえは政務次官としてふさわしくないではないか、私はまことにほんとうにそうだと思います。と思ひますけれども、その問題の第一は、非常に重大な点は、足尾のいまの鉱業所ですね、それは管理しておりますのはこれは通産省でございまして、水質の問題ということになりまします。これは環境庁でございまして、あるいは経済企画庁でございまして、あるいはそれがもしかりに人体に影響を及ぼしておるといふことになれば、これは厚生省の問題になります。あるいはこれが農業に被害を及ぼしておるといふことになりましますと農林省の問題になります。そういう政府の各機関の合意、そういうものがなくして、一建設の代表である私が、その非常に各般にわたります問題について、春日さんの言われるように、第一条はこうだ、第二条はこうだという御説明をすればよかったのでございまして、まあそういうことをやること自体が政府に対する私の非常な行き過ぎである。私の関連、もしかりに御指摘のとおりの問題であるといひますと、これは私は河川に残った、残留した汚泥の問題だろうと思ひます、もし建設省の問題あるとすれば、でございしますから、その問題がもし出てまいりましたならば、建設政務次官の立場として私はお答えができたわけでございまして、その問題が出ない前に問題がぐちゃぐちゃになつてしまひて、ほんとう言ひますとその問題は一つも出ておりません。ただその中で、それらしきものがあつたと思ひますのは、水質のこれからの基準を厳重にいた

しまする際に、重金属としていまだ問題になつてなかつた銅を一体取り入れるかどうか、こういう問題が関連をいたしておると思ひます。しかしながら、それにつきましても、そういうものの認定は私どもの所管ではございせんということをお答えしておりますし、また、じゃそれでは残留したカドミウムの、そこがまあ一番けんが別れになつてたところのございまして、カドミウムといふものに対しましては少なくともいままではそれぞれの府県がそれを買い入れておるといふ事実がございまして、さういふけんが別れたわけでございまして、事実上、しかしながら私は私なりに考えまして、その後もいろいろ反省をいたしておりますけれども、私はほんとうはこう考えるわけであります。この前もそれは公害委員会でもよいことを言ひまして、もつと短くするようになつていきましたけれども、全体のこれは足尾だけでございせん、いままでのこれは三井金属の問題にいたしましても、あるいは水俣のチソの問題にいたしましても、全部が全部川の上流で、つまりものを取つておるところでございすね、そこに鉱業所があつて、それが川の水の中に流れ出てきて、それが魚に入つたり、あるいは農産物に入つたりして公害という問題が起つていられるわけでございまして、私も政治家の態度といひましては、そういうところの根源の問題、山の上にそういう鉱業所があつていひの悪いかといふことを突き詰めていかなければいけなないんじゃないか。むしろ、これはまあはなはだ言い過ぎなことがございまして、私は一政治家といひまして将来ともこの問題に取り組んでまいりまされども、私が考えますと、いまはとにかく日本の国にたくさんの外貨がございまして、そういう際にわざわざ、貧乏の足尾の場合なんかわざわざこれ、買鉱してゐるわけですね。二倍も三倍もものを買鉱して、わざわざ足尾へ

持つていつて、そうしてそこで製錬しなければならぬ理由が一体どこにあるのだろうか。そうでなくって、それならば外貨がたぐさんあるわけでございますから、銅が必要なら銅そのものを買ひばいい。カドミウムが必要なら、そんなことありますまいけれども、カドミウムも買ひばいい。水銀が必要なら水銀を買ひばいい。そうしていまの鉱業所を、山の上にある鉱業所を、これを、むしろいまの石炭問題の、石炭におきまして閉山いたしております、閉山したものを政府は買ひ入れておられます。それと同じ方式をもちまして、公害を將來とも絶滅するように、そういうこともなるその山元の、山の上にある鉱業所を、むしろ今後にはつぶしていくというようなことが、私どもに与えられた仕事であり、これが公害といふものに対しましては、私どもの姿勢でなければならぬ、私はそういう考え方を持っております。この問題をつかまえてきて、そうしてこの問題はどうか、この問題はどうかという問題のとらえ方、そういうこととは私の所見が全く違つておる、そういう点を強調したかつたわけでありまして、しかしながら、まあ問題がそこまできかぬ間に、これはもうまことに申しわけのないことでございすけれども、ただいまも先生御案内のとおり、私の声が、こう普通の声出しておりましたものでかい声でございすし、ましてや、いま私は病気でございすから、かつかときますとすぐ、でかい声の上にも多少の大きな声がよけい加わりますから、そういうことで、非常な、そこに異常な空気をかもし出してしまつたといふことだと思ひます。まことにこれはそういう粗野な態度、応接のしかた、よろしくないとも私も考えております。しかしながら、私自身も、これは私の先生が実は高橋達之助先生であつたわけでございまして、私は政治家になりましたときに、決して巧言令色をするなど、いいことはいひ、悪いことは悪いと言ひ、と、そしていいことなら全身全霊でやれいと、悪いことは拒否せし、といふことをきびしく私は

たたき込まれたつもりでございす。そういうことと、私のこの粗野な性格が一結になりまして、そういうことに発展いたしましたわけで、実は私の部屋の中におきます陳情の方々の、そういうものの別れみたいなことは、ほんとうは、まことにこれほどに自慢にも何にもならないこととでございすけれども、いままでも何回もございす。そのたんに私は大声あげてお断りを願つたといふようなことになっております。まことにさういふことはよろしくないことで、先生の言われましますように、一つ一つをこまかく砕いて、さうして、これはさうだ、これはさうだといふようにやつていかなければならぬんだといふことを、つくづくいま反省をさせられておるわけでございまして、今後、私がこれに對しましてどのような態度をとつていくかといふことに、これがあらわれてまいらぬと思ひますから、ひとつ、そのおしかりは、今後の私の行動の上でひとつ御批判をちょうだいしたい。御迷惑をかけたことを、これにつかまえては、くれぐれもおわびを申し上げます。

○春日正一君　まあ、公害の問題になつては、銅山をどうするかという問題については、私は私なりの意見もありますけれども、これはここでやる議論じゃないですからやめまされども、ただ私言ひたいことは、やはり役所の中心にする人だつたら、これはまあ局長でもさうで、すし、だれでもさうだけれども、やはり国民の声を十分に聞いた上で結論をくだす、その場合に、私は正しきをもつて正しきをなすです、それは間違つてゐると、受け入れられぬとはつきり言われたらいいと思ひます。それはうちの窓口と違ふんだ、あつちへおいでになつたらいいと、はつきり言われたらいいと思ひけれども、非常に遺憾だつたのは、さつきから言うように、みんなまでこの陳情を聞かずに、とばつ口でもってわんわんわんとやつちやつちけんが別れにしたという、そのところが、つまり特にいま建設省の仕事なんでものは、ダムつくるにしても、道路つくるにしても

いろいろ問題が起つてくる、住民との関係で。そういう住民の陳情や要求というものをよく聞いて、どうこなしていくかということで仕事の成敗がきまつてくるぐらい大事な立場ですわ。そこで、それやらないとということが問題だと、そこをわかつてほしい、そこを改めてほしいと……十九日にまた建設省へ来るらしいですよ、私聞いてみますと。この前来たときは大臣お留守だったんで、それで次官のところへということで、私、聞いてみましたら、この陳情書のあて名も建設政務次官藤尾正行殿と、こういう形になっておるんだそうです、議会の事務局の見解では。だから、建設大臣が留守とあって、そこへ持つていったところであつたということ、まあ非常な不信がそこに起つておるわけですから、まあ今度来られたら、その点は十分に話も聞き、誤解も解くというようにやつてほしいと思います。これは建設行政の基本ですからね。

それからもう一つ、ついでの問題ですけれども、この草木ダムというのは、私もよく事情知りませんけれども、上流にあつて、これができると、まあダムにカドミウムやその他のいろいろ含んだ汚泥がたまるといふかとか、それをもし放流した場合に、それがどつと下へくるんじゃないかというふうな非常な不安があつて、そうしてこのダムをつくる場合に、そういうことの起こらぬように十分に検討をし、設計をしてやつてほしいということを陳情の中に一項入れて、口で言うつもりで来ておつたんだということなんです。だからその点は建設省としても当然直接関係のあることですし、環境庁へ行つたら環境庁の長官は、それは建設省と相談して十分に対処したいと思ひますという答えだつたそうだけれども、主体はこっちですからね、こちらのほうでも十分に考えて、住民の安心のいくようにダムづくりはやつてほしいと、そういうふうに思ひます。その点については、これは次官の考え方を聞きまして、私、この問題では質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(藤尾正行君) 私どもは、これは技術

者じゃございせんから、たとえばいま御指摘の草木ダムというふうなものが、どのような役割りを果たして、もしそれを放流した場合にどうなるかということについての研究はいたしておりません、実際のところ。でございまして、これから大いに勉強いたしまして、どういふことになるかということをも十分に考究いたします。そうして最も適切な答えを、最も適切な表現でお伝えをするつもりでございまして、その場でこの前のようないふことがないように心していたしますから、どうかひとつ御安心をいただきますと思ひます。

○委員長(小林武君) 本件につきましてはこの程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討に関する請願(第一六四二号)(第一七〇七号)

第一六四二号 昭和四十七年四月二十六日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的検討に関する請願(六通)

請願者 千葉県市川市菅野三ノ一三ノ三
別府善守外百十九名

紹介議員 菅野 儀作君

市川、松戸両市の生活・教育・自然環境を保全し、住民の福祉を守るため、東京外郭環状一号线(国道二九八号線)道路計画につき、抜本的に再検討をされたい。

理由

一、本道路は、首都圏の文教・住宅地区として発展してきた市川、松戸両市の市街地を通過するため、騒音や大気汚染により、両市の住民の生活環境を著しく侵害することが必至であり、その上、計画路線上及びその周辺には十指にあまりる教育施設や医療施設が存在している。

二、千葉県議会、市川、松戸両市議会は前項の事情にかんがみ、昨年住民の請願を全会一致で採択している。

第一七〇七号 昭和四十七年四月二十八日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田三ノ一三ノ一
三 玉井市朗外五百九十名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

昭和四十七年六月二日印刷

昭和四十七年六月三日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

H